

令和5年9月定例会

総務政策常任委員会会議録

令和5年9月21日・25日

場 所 第2委員会室

令和5年9月21日(木曜日)

午前10時2分開会

会議に付託された議案等

- 議案第1号 令和5年度宮崎県一般会計補正予算(第3号)
- 議案第3号 使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 議案第4号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第9号 財産の取得について
- 議案第11号 令和5年度宮崎県一般会計補正予算(第4号)
- 請願第2号 私学助成の拡充・強化についての請願
- 報告事項
 - ・県が出資している法人等の経営状況について
公益財団法人宮崎県立芸術劇場
公益財団法人宮崎県私学振興会
 - ・宮崎県中山間地域振興計画に基づいて行った
主な施策(令和4年度)について
- その他報告事項
 - ・「新しい『ゆたかさ』前進プログラム」の政策
評価結果について
 - ・ローカル鉄道の再構築について
 - ・宮崎県人権施策基本方針の骨子(案)について
 - ・国スポ・障スポ選手団ユニフォーム変更について
 - ・令和4年度内部統制評価報告書について
 - ・宮崎県東京ビル再整備事業に係る基本設計
(案)について
 - ・霧島演習場における日米共同訓練について
- 閉会中の継続審査について

出席委員(8人)

委員 長 山下 寿
副委員 長 福田 新一
委員 濱 砂 守

委員 二見 康之
委員 川添 博
委員 坂本 康郎
委員 岩切 達哉
委員 脇谷 のりこ

欠席委員(なし)
委員外議員(なし)

説明のため出席した者

総合政策部

総合政策部長 重黒木 清
政策調査監 田中 克尚
県参事兼総合政策部次長
(政策推進担当) 児玉 浩明
総合政策部次長
(県民生活・サミット担当) 坂元 修一
部参事兼総合政策課長 中尾 慶一郎
広域連携推進室長 川越 勉
部参事兼秘書広報課長 長友 修一
広報戦略室長 須波 勇一郎
統計調査課長 伊福 隆徳
総合交通課長 佐野 晃浩
中山間・地域政策課長 湯地 正仁
産業政策課長 守部 丈博
デジタル推進課長 甲斐 慎一郎
生活・協働・
男女参画課長 牛ノ濱 和秀
交通・地域安全対策監 西丸 日出男
みやざき文化振興課長 堀 尚子
人権同和対策課長 中村 洋介
国スポ・障スポ準備課長 塩田 康一
競技力向上推進課長 岩切 正義

総務部

総務部長 吉村 達也
危機管理統括監 横山 直樹

総務部次長 (総務・市町村担当)	大 東 収
総務部次長 (財務担当)	川 端 輝 治
危機管理局長 兼危機管理課長	渡 邊 世津子
総務課長	黒 岩 賢 二
人事課長	那 須 隆 輝
行政改革推進室長	徳 松 一 豊
部参事兼財政課長	高 妻 克 明
財産総合管理課長	鬼 塚 保 行
税 務 課 長	蛭 原 真 治
市 町 村 課 長	池 田 幸 優
総務事務センター課長	清 藤 莊 八
消 防 保 安 課 長	寺 田 健 一

それでは、執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時2分休憩

午前10時6分再開

○山下委員長 委員会を再開いたします。

本日の委員会に6名の傍聴の申出がありましたので、これを認めることといたしました。

傍聴される皆様をお願いいたします。傍聴人は受付の際にお渡ししました傍聴人の守るべき事項にありますとおり、声を出したり拍手をしたりすることはできません。当委員会の審査を円滑に進めるため、静かに傍聴してください。また、傍聴に関する指示には速やかに従っていただくようお願いいたします。

それでは、当委員会に付託された議案等について、部長の概要説明を求めます。

○重黒木総合政策部長 総合政策部でございます。本日もどうぞ、よろしくをお願いいたします。

それではまず初めに、説明に入ります前に、2点お礼を申し上げます。

まず1点目でございますけれども、令和9年度に開催予定の国スポ・障スポに向けて整備を進めておりました新宮崎県体育館——アスリートタウン延岡アリーナのサブアリーナが供用開始となりました。8月20日に行われましたオープニングセレモニーにつきましては、瀧砂議長、山下委員長をはじめ、県議会の皆様には多数御出席いただきました。誠にありがとうございます。

今後、新体育館が、県北地域における「スポーツランドみやざき」の新たな拠点となるようしっかり活用してまいりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

2点目が、今月13日に開催いたしました特別

事務局職員出席者

議事課主任主事	木 村 結
政策調査課主任主事	高 山 紘 行

○山下委員長 ただいまから総務政策常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会の日程についてであります。

日程案につきましては、御覧のとおりであります。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 それでは、そのように決定いたします。

次に、議案第4号に対する人事委員会の意見についてであります。

お手元に配付している資料を御覧ください。これは、地方公務員法第5条第2項の規定に基づき、議会は人事委員会の意見を聞くこととなっており、その回答でありますので、参考にお配りしております。

国民体育大会宮崎県選手団結団壮行式についてであります。こちらにつきましても、濱砂議長と山下委員長に御出席いただき、選手団に熱い激励をいただきました。本当にありがとうございました。

引き続き、宮崎国スポでの天皇杯獲得に向けての競技力向上や、開催に向けた準備にしっかり取り組んでまいります。県議会の皆様の御理解と御協力につきまして、引き続きよろしくお願ひいたします。

それでは、本日の委員会で御審議をお願いしております議案等の内容について説明いたします。

委員会資料の2ページ、目次を御覧いただけますでしょうか。

今回、総合政策部からお願いしております予算議案は、議案第1号「令和5年度宮崎県一般会計補正予算(第3号)」でございます。

資料の3ページを御覧ください。

補正予算案の概要でございますけれども、総合政策部の令和5年度9月補正額は、一般会計の表の右下の合計欄に記載しておりますとおり、340万8,000円の増額補正をお願いしております。この結果、一般会計と特別会計を合わせた総合政策部の予算額は、ページの右下にありますとおり、308億6,986万3,000円となります。

増額補正の中身につきましては、後ほど担当課長から説明をさせます。

続きまして、4ページを御覧ください。

債務負担行為でございます。

表にあります2つの事業につきましては、追加をお願いするものであります。いずれも、県有スポーツ施設整備事業でありまして、上段のプール整備運営事業につきましては、事業契約に基づき、物価変動に伴う設計・建設に係る契約

金額の改定額が確定したことに伴い、今回追加をお願いするものでございます。

その下のテニスコート改修工事につきましては、国民スポーツ大会に向けた施設整備のみならず、国際大会や全国規模の大会などが活用可能な施設へ改修するため、今回追加をお願いするものでございます。

改修の内容につきましては、後ほど担当課長から説明をさせます。

目次にお戻りください。

Ⅱの報告事項につきましては、県が出資している法人等の経営状況について、それから、宮崎県中山間地域振興計画に基づいて行った施策について、この2件を報告させていただきます。

また、Ⅲのその他報告事項でございますけれども、新しい「ゆたかさ」前進プログラム——以前のアクションプランでございますけれども、この政策評価結果、ほか3件について御説明させていただきます。

こちら、後ほど担当課長から説明いたしますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

私からの説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○山下委員長 次に、議案についての説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が全て終了した後にお願ひいたします。

○堀みやざき文化振興課長 みやざき文化振興課の補正予算案について御説明いたします。

常任委員会資料の5ページを御覧ください。

みやざき文化振興課の補正予算につきましては、左から2列目の補正額にありますとおり、340万8,000円の増額補正をお願いしております。

補正後の額につきましては、右から3列目、104億8,864万円となっております。

補正の内容につきましては、6ページを御覧ください。

上から5行目の(事項)宗教法人調査費の不活動宗教法人対策事業であります。次の7ページの資料で内容を御説明いたします。

7ページを御覧ください。

不活動宗教法人対策事業であります。

予算額は340万8,000円で、財源は全額国費であります。

事業の目的ですが、県が所轄する宗教法人の活動実態を調査・把握し、不活動法人と判断したのものについて早期に不活動状態を解消するものです。

活動実態のない宗教法人を放置しますと、脱税等に悪用されるおそれがありますことから、国が対策を強化しており、本県でもこの動きを受けて今回、事業実施に向け補正予算をお願いするものです。

事業の概要ですが、(1)、事業内容にありますとおり、書面や現地調査等により不活動法人の実態を調査し、不活動状態を解消することとしております。

この不活動状態の解消につきましては、事業概要の一番下に記載しておりますが、①任意解散、②活動の継続、③合併、④解散命令による解散のいずれかの形での解消を目指してまいります。

(1)、事業内容に戻っていただきまして、県所轄法人の状況ですが、県では、主たる事務所が県内にある法人を所轄しております。その数は現在、1,207法人であります。このうち不活動法人の疑いがあるものは105法人と見込んでおりますが、これは、年1回県への報告が義務づけられている、役員名簿や財産目録などの書類の提出がなく、活動実態が十分に把握できてい

ない法人などの数であります。

事業の仕組みは、県で実施し、成果指標につきましては、まず、所轄の宗教法人の活動状況を把握し、不活動法人の疑いがある場合には、個別の状況に応じて対応し、その状態の解消に取り組んでまいります。

なお、事業期間は、令和5年度としておりますが、今年度の取組状況を見ながら、翌年度以降の事業実施も検討してまいりたいと考えております。

○塩田国スポ・障スポ準備課長 常任委員会資料の8ページを御覧ください。

県有スポーツ施設整備事業(テニスコート改修工事)について、債務負担行為の追加をお願いしておりますので、御説明いたします。

まず、1の「事業の目的」であります。

国民スポーツ大会のテニス競技は、県総合運動公園庭球場で実施予定であります。コートの改修に当たりましては、国スポに向けた施設整備のみならず、国際大会や合宿の拠点として活用可能な施設への改修を行うものであります。

次に、2の「事業の概要」であります。2つ目の丸の施設内容にありますとおり、ハードコート24面、そのうち6面をインドアコートに整備するとともに、国際水準である1,200ルクス以上の照明設備の整備を計画しております。

工事概算額につきましては、屋外コートが約6億円、インドアコートが約14億円、照明が約3億円の合計約23億円を見込んでおります。

なお、米印にありますとおり、管理棟につきましては、老朽化が進んでいるため、再整備の費用として来年度当初予算で、別途約3億円を計上予定であります。

(2)、事業の仕組みとしまして、県で改修工事を実施することとしており、年割額は、令和

6年度が9.5億円、令和7年度が13.5億円を予定しております。

なお、財源として、国の交付金や地方債の活用を考えております。

9ページを御覧ください。

3の「テニスコート改修イメージ図」であります。

県総合運動公園庭球場は、1列に6面のコートが並んでおり、全体で4列、24面のコートがありますが、A・B・Cの全てを、砂入り人工芝コートからハードコート化するとともに、Aの6面にインドアコートを整備、また、AとBの18面に国際水準の照明設備の整備を計画しております。

また、Bの下に接する部分に、新たに管理棟を再整備することとしております。

10ページを御覧ください。

4の「改修工事スケジュール」であります。

左から右に時系列の流れを記載しております。

今年度は、工事等契約に向けた準備行為を行いまして、令和6年度から令和7年度にかけて設計・建設工事を行い、令和8年度には供用開始できるよう計画しております。

5の「国スポ大会に向けた利活用」につきましては、天皇杯獲得に向けた練習や合宿・大会での利用のほか、6の「国スポ大会後の利活用」としまして、従来の県民等の利用に加えまして、日本テニス協会等と連携した国際・全国規模の大会や合宿の誘致等に関係部局と一体となって取り組んでまいりたいと考えております。

なお、現在、JOC認定競技別強化センターとして、東京にあるクレーコート1か所だけが認定されておりますが、施設改修後に、本県がハードコートで認定されることにより、各種大会や合宿等の本県誘致にはずみがつくものと考

えております。

○山下委員長 執行部の説明が終了しました。議案について質疑はありませんか。

○岩切委員 テニスコートについて確認させてください。

管理棟の改修をされるということでございます。レベルの高いテニスコートになる予定なので、選手層もハイレベルな方が多く来県することになると思うのですが、この管理棟は、例えば選手のウェアを交換したりするような場になるのでしょうか。それとも単純に施設管理のための管理棟なのでしょうか。

○塩田国スポ・障スポ準備課長 今回計画している管理棟の再整備につきましては、現在の管理棟が50年近くたって、非常に老朽化が進んでおりますし、狭いといった状況がありまして、全面的な改修を考えております。その中で、更衣室やシャワー室、あるいは休憩スペース、そういったものも整備する予定となっております。

○岩切委員 了解しました。コートは十分だけれども、外で着替えるというわけにはいきませんので、それに選手層に見合った十分な管理棟を御用意いただければと思いました。ありがとうございました。

○川添委員 これは、国民スポーツ大会に向けての大切な準備工事だと思うんですが、国スポ後も大きい大会等の誘致ができやすいということで収支状況も非常に期待が持てると思うんですけれども、テニスコートの現在の指定管理者による今までの運営状況とか、参考のために、もし分かれば教えてください。

○塩田国スポ・障スポ準備課長 現在の県の総合運動公園庭球場の収支につきましては、教育委員会のほうが所管をしておりますが、当課で把握している範囲で申し上げますと、令和4年

度の利用状況として、大体9万人の利用者がいるということで、利用料で大体*90万円の収入を得ていると伺っております。

○川添委員 分かりました。

○脇谷委員 不活動宗教法人対策事業なんですけれども、まず、この宮崎県所轄法人の1,207法人の内訳はどのような種類であるのかというパーセンテージと、不活動法人疑いの105法人は、そのうちのどのあたりなのかを教えてください。

○堀みやざき文化振興課長 御質問の県所轄法人の内訳なんですけれども、実を言いますと、この宗教法人の中には神社やお寺が多くを占めている状況にあります。その中で、神社本庁など大きな統括機関のある神社などが多くを占めている状況でございます。その他、小さな宗教法人、新興の宗教法人なども幾つかございますけれども、大部分はそのような大きな神社ですとか、お寺の系列の法人になっております。

まだ不活動法人と確定したわけでもございませんので、不活動宗教法人がどれぐらいその中にあるかというのは、ちょっとここでは申し上げにくいところがございますが、県に年に1回提出することとなっております提出書類の提出がないですとか、連絡がなかなかつきにくいという状況がございますので、今後その解消に向けた対策を図ってまいりたいと考えております。

○脇谷委員 分かりました。この不活動状態を解消するために、①～④とあるわけですが、職員がいろいろ聞き取りをして、この4つに分けられて、不活動状態を解消するんでしょうけれども、これに関しては基準があるんでしょうか。それとも提出書類があれば、継続しますとか、合併しますという向こうの態度で、こちらは了承するとするのでしょうか。

○堀みやざき文化振興課長 不活動状態の解消

としまして、①任意解散、②継続、③合併、④解散命令による解散と記載しておりますけれども、このうちの②と③につきましては、今、委員がおっしゃいましたとおり、書類の提出がなかったけれども連絡が何とかついて、法人関係者と協議をする中で、代表者を替える、あるいはほかの宗教法人と合併するなどの形で活動を継続していくと、そういったことになろうかと思えます。

①につきましては、同じく法人との協議の中で、このままでは活動は続けられないという状況と法人側も判断し、こちら側もそのほうがよいだろうという結論に至った場合は、法人自ら解散をしていただくという形になります。

最後の④につきましては、私どものほうから裁判所に解散命令を請求し、裁判所から解散命令を出していただくという形です。これは実態が明らかでないですとか、少し難しいケースになってくるのではないかとということで、今のところは予測をしているところです。

○脇谷委員 分かりました。事業期間は令和5年度ということですが、対応される職員の方々が大変じゃないかと思うんですけれども、今後の職員の増員とか、体制はどのようになっていますか。

○堀みやざき文化振興課長 令和5年度につきましては、まず、会計年度任用職員を1名雇用しまして、書面での調査、あるいは現地に赴いての調査、そういったことをやっていこうと思っております。

令和6年度以降につきましても、今年度の成果を踏まえて継続を検討しているところなんですけれども、先ほど申し上げたとおり、解散命令による解散などとなりますと、職員だけでは

※7ページに訂正発言あり

少し難しいケースも多くなってくると思います。そういった場合は、弁護士ですとか警察と連携しながらになるかと考えております。

○脇谷委員 業務が大変になろうかと思しますので、職員の増員をよろしくお願いします。

○二見委員 今の関連で少し気になるのは、ふだんどういふ管理をしているのかなんですね。今回、国の事業でこういうことに取り組むことになったわけですが、今まで不活動法人の疑いがある情報自体は行政としても持っていたけれども、それに対応できていなかったわけなので、この事業が終わった後の県としての対応の在り方とか、そういったところまで検討していく、対応していくべきなんじゃないかなと思うんです。そこら辺の見通しは何か立てていらっしゃるんですか。

○堀みやざき文化振興課長 今、委員がおっしゃいましたとおり、これまででも年に1回県に提出していただくことになっております書類の提出が十分でない、あるいはなかなか連絡がつきにくい法人というものは、実際のところあったわけでありまして、職員の体制なども整っていないこともありまして、十分な対応ができていなかったところはございます。今回のこの不活動宗教法人対策事業を通じまして、こういったケースにはこういう対応をする、こういったケースには解散命令に向けて動くなどといった大きな対策方針を定めて、今後は提出書類がないなど、不活動状態の法人を放置するなどといった対応がないように取り組んでまいりたいと考えております。

○二見委員 1回出てこなかっただけじゃなくて、数年追いかけて、3年出てこなかった場合は現地に行くとか、何らかの基準を設けて、やはり対応しなければたまっていくだけのことで

しょうから。それだけに取りかかっているわけでもないでしょうし、人員が足りないのも分かるけれども、今回の事業をいい機会と捉えてしっかり対応していただければと思います。

○塩田国スポ・障スポ準備課長 先ほどテニスコートの利用料収入につきまして、90万円と申し上げたのですが、900万円の間違いでありましたので、訂正させていただきます。

○山下委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 それでは、次に、報告事項に関する説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○堀みやざき文化振興課長 地方自治法及び条例に基づきまして県が出資している法人等の経営状況について、御報告いたします。

資料が替わりまして、令和5年9月県議会定例会提出報告書となります。こちらの19枚目、13ページを御覧ください。

まず、公益財団法人宮崎県立芸術劇場についてであります。

初めに、令和4年度の事業報告書であります。1、事業概要については、県民の文化芸術活動の拠点として、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受けながらも、その役割を果たしていくよう、舞台芸術を中心とした多様な文化事業を企画、実施するとともに、県民の文化芸術活動に積極的に活用されるよう管理運営に努めたところであります。

2の事業実績であります。まず、(1)の「県立芸術劇場の指定管理業務」として、施設の供用、維持管理を行い、事業費は、2億5,142万6,000円となっております。貸館業務の入場者数は19万7,035人であり、令和3年度と比較しま

すと約7万人増えており、コロナ禍前に戻りつつあると考えております。

(2)は上の(1)以外の業務であります、事業費は、3億9,070万8,000円となっております。

①の宮崎国際音楽祭につきましては、感染対策を講じながらの開催となりましたが、入場者数は1万3,771人となり、前年より約5,000人増えております。そのほか、②、一般の公演事業や③、当法人が独自に企画・実施する自主企画制作公演事業、次の14ページにまいりまして、④の舞台芸術の入門講座などを実施する教育普及事業、⑤、県内各地に出かけて公演等を行う芸術文化発信事業について、それぞれ事業実績に記載の内容を実施し、いずれも前年度に比べ入場者数が増えております。

次の15ページ以降の財務諸表は、説明が重複いたしますので、出資法人等経営評価報告書で御説明いたします。

資料の151枚目、ページ番号143ページを御覧ください。

まず、一番上の概要の枠の中ほどですが、総出資額は2億2,579万7,000円で、全額県の出資となっております。

その下の枠の中、県関与の状況であります、人的支援の右側の令和5年度の合計の欄、役員数9人のうち、県退職者は2人で、うち常勤が1人、非常勤が1人です。合計の一番下、職員数27人のうち、県からの派遣職員は1人、県退職者は1人となっております。

すぐその下、財政支出等につきましては、令和4年度は、県委託料が5億1,534万2,000円で、その内容は、さらにその下の欄、主な県財政支出の内容を御覧ください。

①、②、④が一番右側の「種別」にあります

ように、指定管理料であります。①が県立芸術劇場の管理運営事業、②が国際音楽祭の開催・準備事業、④が劇場が主催する舞台公演などの県民文化振興事業となっております。

このほか、③大規模改修事業として、施設整備の修繕等を実施しております。

次に、一番下の活動指標であります、①の劇場稼働率、②の主催公演の入場者率、③の友の会会員数は、新型コロナの影響等により、いずれも目標値を下回っております。

このうち、②の入場者率及び③の友の会会員数については、令和4年度と比較すると上昇しております、改善が見られる状況にあります。

次の144ページを御覧ください。

財務状況であります、まず、左側の正味財産増減計算書の令和4年度の列を御覧ください。

経常収益は7億4,039万4,000円、その下の経常費用は7億8,637万7,000円で、当期経常増減額は4,598万4,000円の赤字となっております。

主な理由としましては、宮崎国際音楽祭を含む公演全体について、コロナ禍においても質の高い文化芸術を県民に提供するため、内容の充実を図り、感染対策を行いながら事業を実施いたしました、入場者数がコロナ前の数までの回復には至らなかったことなどです。

その下の一般正味財産期末残高は、1億8,335万4,000円、指定正味財産期末残高は、2億2,584万7,000円となっており、この結果、一番下の正味財産期末残高は、これらを合わせて4億920万1,000円となっております。

続きまして、右側の貸借対照表の令和4年度の列を御覧ください。

資産は、5億4,137万7,000円、3つ下の負債は、1億3,217万6,000円であり、資産から負債を差し引いた正味財産は、4億920万1,000円で

あります。

次に、その下の財務指標であります。

①の管理費比率は、目標値の51%に対しまして、実績値は56.7%となっており、新型コロナウイルスの影響により、いずれも目標値は達成できなかったものの、前年度に比べ改善してきております。

次に、直近の県監査の状況でございますが、昨年度の定期監査において、指摘事項等はありませんでした。

総合評価の欄の右側、県の評価についてであります。

令和4年度は徹底した感染防止対策を実施の上、計画していた自主事業を全て実施することができており、活動内容はいずれの項目も目標値には届かなかったものの、令和3年度と比較すると全体的に目標値に近づいてきております。

財務内容につきましては、自主事業の公演を全て予定どおり実施しましたことから、入場者数も増加し、いずれの指標も目標値に近づいておりますが、達成はできておりません。

コロナ禍を考慮するとやむを得ない面はありますが、収支バランスを保ちながら、公益性の高い事業を実施していく必要があります。

なお、組織運営については、問題なく行われております。

このため、下の「評価」につきましては、活動内容がB、財務内容がB、組織運営についてはAとしたところでです。

最後に、資料の24枚目、ページ番号の18ページにお戻りいただけますでしょうか。

令和5年度の事業計画について、御説明いたします。

基本方針のとおり、劇場は、今後とも本県の文化芸術活動の拠点として、多様な文化事業を企画・実施することとしておりますが、本年8

月から来年にかけて、大規模改修工事のため、休館しております。この期間は、各市町村や公立文化施設と連携し、県内各地で公演を行い、県民の皆様に広く文化芸術に親しむ機会を提供してまいります。

公益財団法人宮崎県立劇場の説明は以上となります。

続きまして、資料の149枚目、ページ番号で141ページを御覧ください。

公益財団法人宮崎県私学振興会の経営状況であります。

総出資額は、4億2,583万8,000円、このうち県出資額は、1億9,675万5,000円で、県出資比率は46.2%であります。

私学振興会は、設立目的にありますように、県内の私立学校が相互に連携・協調して、私立学校教育の充実及び振興を図るための事業を行い、本県教育文化の高揚に資することとしております。

次に、県関与の状況であります。

まず、人的支援ですが、右側の令和5年度の合計の欄ですが、役員数11人のうち、県職員は非常勤が1人、県退職者が1人、また、職員数3人で、全てプロパー職員であります。

なお、現在はこのほか非常勤職員2名を雇用しており、5人体制で事務を行っております。

財政支出等ですが、令和4年度は県補助金が8,398万7,000円となっております。

内容としましては、その下の欄にありますとおり、①、私立学校の設置者及び教職員の資質向上のための研修事業に対する補助金、②、私立学校教職員等の退職手当資金の基金造成に対する補助金であります。

その下、当法人の実施事業であります。①の、先ほど御説明しました研修事業をはじめ、

②、魅力ある学校づくり事業として、各学校が行う外国人講師の招致や教育設備の購入費に対する助成などを行っております。

一番下の活動指標につきましては、①、研修参加者満足度は、実績値93.1%で、目標値をやや下回っておりますが、②、魅力ある学校づくり助成利用件数は、実績値16件で、目標値を超えております。

次の142ページを御覧ください。

財務状況については、左側の正味財産増減計算書の令和4年度であります。経常収益は7億1,985万2,000円で、これは私立学校教職員の退職金のための学校法人からの負担金が主なものであります。

その下の経常費用は7億2,098万3,000円で、これは退職金の支出が主なものになりまして、当期経常増減額はマイナス113万円であります。

経常外の収益・費用はございませんので、下から5つ目の一般正味財産期末残高は1,947万2,000円となります。

また、下から2つ目の指定正味財産期末残高は、総出資額と同額の4億2,583万8,000円であり、一番下の正味財産期末残高は、合わせて4億4,531万円となります。

次に、右側の貸借対照表の令和4年度を御覧ください。

一番上の資産は、59億6,140万1,000円で、主なものは教職員の退職金の基金であります。

負債は、55億1,609万1,000円であり、その3つ下の正味財産は、4億4,531万円となっております。

次に、その下の財務指標ですが、①の自己収入比率は、実績値が5.9%で、基本財産運用益の減少に伴い、達成度は59%にとどまりましたが、②の管理費額は、実績値2,911万1,000円で、目

標を達成しております。

次の直近の県監査の状況につきましては、昨年度監査が実施されておられませんので、該当はございません。

最後に、総合評価の右側、県の評価についてであります。

研修事業については、コロナ禍や教育ニーズの多様化など、社会情勢が変化する中、アンケート等によりニーズ把握に努め、ニーズに沿った研修を実施しており、活動内容は評価できるものとなっております。

財務面でも一定の評価ができ、組織運営についても良好と認められますので、評価につきましては、活動内容はB、財務内容はB、組織運営はAとしたところであります。

○湯地中山間・地域政策課長 宮崎県中山間地域振興計画に基づいて行った主な施策（令和4年度）について御説明いたします。

委員会資料の11ページを御覧ください。

中山間地域振興計画につきましては、6月の議会で、令和5年度から8年度までを計画期間とする第4期の計画を議決いただいたところですが、今回の報告は、令和元年度から令和4年度までの第3期の計画の最終年度に当たります令和4年度に実施した施策について、中山間地域振興条例の規定に基づき報告するものであります。

報告内容は、別冊資料としてお配りしております「令和5年9月県議会定例会提出報告書」に記載しているところですが、分野が多岐にわたり、分量も多いことから、主な内容について委員会資料で説明させていただきます。

改めて、11ページを御覧ください。

1の施策の実施状況の(1)の目指す将来像についてですが、「人口減少下においても、将来

にわたって安心して住み続けられるよう、「ひと」、「くらし」、「なりわい」の維持・確保に取り組みながら、創意工夫により地域が一体となって、長年にわたって築いてきた固有の文化や歴史を引き継いでいける中山間地域」としております。

資料の12ページを御覧ください。

(3)の重点施策についてですが、①～③のとおり、移住など人を呼び込む施策などに取り組む「ひと」、集落のネットワーク化など地域のセーフティネット構築に取り組む「くらし」、担い手確保や地域資源を生かした産業振興などに取り組む「なりわい」の3つを施策の柱として各種取組を実施しているところであります。

資料の13ページを御覧ください。

2の主な実施施策・目標指標の達成状況(抜粋)ということで、ここからが令和4年度に取り組んだ主な施策となります。

まず、「ひと」についてであります。

①の戦略的な移住・定住の促進につきましては、全国4か所の宮崎ひなた暮らしUIJターセンセンターにおける相談対応のほか、ホームページ等での情報発信や移住セミナーの実施、市町村が行う空き家の利活用等への支援に取り組みました。

②の地域を担う次世代の育成につきましては、まず、アの「子育て支援等の充実」では、「未来みやざき子育て県民運動」の推進による機運の醸成や地域の子育て支援体制の強化、安心して結婚、出産できる環境の整備などを、イの「教育環境の整備等」では、県内6か所の地区生徒寮の運営やへき地育英資金の貸与等を行いました。さらに、ウの「ふるさとへの愛着、県内で働く魅力の発信」では、ふるさと学習や体験活動など、ふるさとへの誇りや愛着を育む取組を

行ったほか、就職に関する総合情報サイト「アオ活」での情報発信や、高校生及び大学生を対象としたIT関連のオンライン講座や就職支援に取り組みました。

続いて、資料の14ページを御覧ください。

③の外部人財の活力の取り込みにつきましては、中山間盛り上げ隊による集落活動等への支援と交流促進や、首都圏在住の若者等を対象に本県での仕事や暮らしの魅力を発信する交流イベントの開催、さらにリモートワークとサーフィンやアウトドアなどをセットにした短期滞在型の体験プログラムを実施しました。

その下の表が、関連する目標指標の達成状況です。

左から2つ目の設定エリアの欄に、ローマ数字の記載がありますが、下の欄外に記載のとおり、Ⅰが条例上の中山間地域に該当する地域、これは川南町、高鍋町、新富町を除く23市町村の実績となります。Ⅱが市町村全域が中山間地域となっている18の市町村の実績、Ⅲが県内全域の実績をまとめたものとなります。

「ひと」に関する目標指標の達成状況のうち、一番下の中山間盛り上げ隊の派遣人数の実績値が目標値と乖離している理由としましては、新型コロナウイルスの影響により約6か月の派遣停止の期間があったことや、集落からの依頼が減少したことによるものであります。

続きまして、資料の15ページを御覧ください。

次に、(2)、「くらし」、宮崎ひなた生活圏づくりについてであります。

①の、多様な主体の参画・住民との協働につきましては、小林市の三松地区や門川町の三ヶ瀬地区で、地域住民が地域課題を共有し、将来に向けた取組について話し合うワークショップの開催を支援したほか、椎葉村の梅尾地区の交

流拠点となる施設整備に要する経費の補助を行いました。

②の、生活を支える機能の維持と連結につきましては、高齢者のボランティア輸送、買物支援など日常生活に必要なサービス等の維持・確保に関する先進的な取組を「宮崎ひなた生活圏づくり通信」を通して情報発信するとともに、補助金など活用できる各種事業について市町村へ情報提供を行いました。

③の医療・介護の確保と地域で支え合う仕組みづくりにつきましては、へき地診療所の出張診療等や、ドクターヘリの運行支援のほか、介護人材の確保に向けた取組を行いました。

④の地域公共交通の確保につきましては、広域的・幹線的バス路線を維持するため、市町村やバス事業者に対して、補助を行いました。

⑤の防災・減災のための体制づくりにつきましては、防災士の資格取得促進や自主防災組織への補助を行いました。

資料の16ページを御覧ください。

「くらし」に関する目標指標の達成状況のうち、上から2番目の「新たに生活支援サービスに取り組む地域運営組織等の数」が19組織となっておりますが、具体例としては、地域で立ち上げた協議会等による乗合タクシーの運行や高齢者向け配食サービスなどがございます。

続きまして、資料の17ページを御覧ください。

最後に、(3)、「なりわい」についてであります。

①の担い手の確保につきましては、就農希望者に対する相談会等の開催や、みやざき林業大学校等における就業に向けた研修等により、担い手の確保を行ったほか、後継者人材バンクを活用した事業承継支援を行いました。

②の時代に合った経営形態の創出につきまし

ては、高齢化や担い手不足など地域農業の課題に対応する「地域営農システム」の展開や地域計画の策定を進めるため、研修会や意見交換会を実施しました。

また、新たなビジネスモデルに挑戦し、環境変化に柔軟に対応できる企業を育成するため、「宮崎県次世代リーディング企業」を6社認定し、外部専門家による伴走支援を行いました。

③の地域資源を生かした稼ぐ力の向上につきましては、農商工連携や6次産業化のさらなる推進を図るため、研修会の開催や専門家派遣等による支援に取り組むとともに、高千穂郷・椎葉山地域世界農業遺産等の地域資源ブランドの認知度向上を図るため、各種メディアやイベントにおける情報発信等を強化しました。

④の里地里山の保全につきましては、伐採後の速やかな再生林を実施し、災害に強い森林づくりを推進するとともに、県南地域や県北の祖母傾山地域において、鹿の適切な捕獲を行いました。

続きまして、資料の18ページを御覧ください。

⑤の新しい技術や手法の導入につきましては、美郷町の養護老人ホームにローカル5G環境を構築し、アバターロボットを用いた遠隔面会や訪問、健康観察等の実証事業を実施したほか、物流・林業分野において、ドローン活用に関する実証実験等を行いました。

⑥の集落ぐるみのなりわい維持としまして、集落の活性化等を促進するため、研修交流会を県内2か所で実施したほか、伝統芸能等の保存・伝承活動を推進するため、「みやざきの神楽連絡協議会」等の開催や、民族芸能保存団体への助成等を行いました。

下の「なりわい」に関する目標指標の達成状況のうち、上から3番目の経営管理権設定森林

面積についてですが、目標値と実績値に大きな乖離が生じております。

理由としては、目標値を定めた時点では森林経営管理制度の問題点——具体的には、市町村の多くで、制度の実施体制が構築されておらず、意向調査が進まない、森林の境界が明確でなく、対象森林の選定や所有者情報の把握に時間を要するなどの実態把握が困難であったという事情がございます。

最後に、繰り返しとなりますが、中山間地域は担い手の不足に加え、買物、交通、医療、福祉など生活に必要な機能・サービスの確保が困難になりつつあるなど、様々な課題を抱えており、県におきましては、これまで全庁を挙げて、中山間地域対策を進めてまいりました。

こうした中、最近では、県外からの移住者の増加に加え、委員の皆様も一度は視察されたことがあると思いますが、NPO法人東米良創生会や酒谷むらおこし株式会社など、自主性の高い地域運営組織のモデルとなるケースも複数出てきており、県内に新たな人の流れや地域課題解決に向けた取組が広まりつつあります。

我々としましても、このような動きに拍車がかかるよう、新たな計画の下で5年後、10年後の将来に向けて、引き続き、市町村と連携して中山間地域の振興に取り組んでまいります。

○山下委員長 執行部の説明が終了しました。報告事項について質疑はありませんか。

○福田副委員長 委員会資料の13ページ、「ひと」の「戦略的な移住・定住の促進」の、全国4か所の宮崎ひなた暮らしUIJターンにおける相談対応で、移住相談が1,539件とあるんですけれども、この内訳は何か整理されているのですか。

○湯地中山間・地域政策課長 基本的には、移住したいという方の相談で、例えば宮崎での暮

らしとかについては、御説明いたします。あと、移住相談の後に就職相談と書いてあるのですが、宮崎で実際に働く場所を確保したいということであれば就職相談ということで別途また受けているという状況であります。

○福田副委員長 例えば実際にどういうところに住みたいんだという、その本気度といいますか、何か基準でもつけて把握しておくとか後で案内しやすいのかなと思ったんですけども、そんなのはされていないですか。

○湯地中山間・地域政策課長 そこまでは分けていないのですが、例えばこの移住相談の中で、山の暮らしがしたいとか、海の暮らしがしたいというのがあれば、それに見合った市町村の相談窓口を紹介するという形で対応しております。

○福田副委員長 それはいいと思います。そうされたほうがもっと具体的に引っ張っていけると思います。

次に、委員会資料17ページで、宮崎県次世代リーディング企業6社とあるんですが、この6社というのはどういうところだったのですか。

○湯地中山間・地域政策課長 これは商工観光労働部でされているんですけども、令和4年8月に6社認定ということで、例えば、串間市の株式会社くしまアオイファームとか、日向市の株式会社グローバル・クリーン、あと宮崎市だと株式会社ワン・ステップという物品賃貸業、子供たちが遊ぶ、ふわふわ遊具といったものの貸出しをやっている企業です。

将来的に有望な企業について、リーディングカンパニーとして認定したと聞いております。

○脇谷委員 中山間地域においては、国のデジタル田園都市国家構想の5Gなど、本当に活用していただきたいんですけども、今回、ローカル5Gやアバターロボットやドローン活用の

実証実験をされたということで、どのような結果が得られたのか教えてください。

○甲斐デジタル推進課長 こちらは、県北の企業と美郷町が組んで、養護老人ホームで実証実験を行いました。コロナ禍ということもありまして、御家族との面会がなかなか難しいということで、ローカル5Gを使ってやってみたのですが、利用された方には非常に好評ではあったんですけども、やはりローカル5Gはかなりコストがかかるということもありまして、これを継続的にやるとなると施設だけではかなり厳しいという状況がございましたので、もう少しコストダウンが図れるような方向を模索することが必要かなと感じたところでございました。

○坂本委員 宮崎県立芸術劇場の経営評価のところで一つお伺いします。

新年度以降の活動指標が示されておりますけれども、今、大規模改修工事を行われていますが、実際の利用可能日数というのは、例えば今年度はどれくらいあるんでしょうか。

○堀みやざき文化振興課長 宮崎県立芸術劇場は、今年度は4月から7月末まで営業しておりましたが、8月1日から休館となっておりますので、4か月間だけの稼働となっております。日数については、今手元に資料がございませんけれども、そのような状況であります。

○坂本委員 ちなみに、次年度のいつまででしたっけ。

○堀みやざき文化振興課長 令和6年の12月までが工期となっております。工事終了後、令和7年の春頃にリニューアルオープンしたいところなんですけれども、実際の工事の進捗ですとか、整備が不十分なところがあれば、その調整が必要となりますので、リニューアルオープンの正確な時期は未定となっております。

○坂本委員 目標値が示してありますが、実質的には、今年度、それから次年度もあまり稼働はしないという、稼働できる日にちがないと理解していいですね。

○堀みやざき文化振興課長 そうですね。令和6年度につきましては、稼働日数はかなり少ないと考えておりますが、この稼働率は、稼働が可能な日数を分母にしておりますので、この分母自体が令和6年度は非常に小さい数字になるのかなと考えております。

○二見委員 委員会資料17ページの「里地里山保全」について、伐採後の速やかな再生林を1,068ヘクタールされたということなんですけれども、伐採面積はどれくらいだったんでしょうか。

県内全体として見ていくと大体8割方、今再生林できているようなんですけども、ここで載せているその1,068ヘクタールというのは、どういうふうな受け止めればいいのか。また、再生林できているところとできていないところ、地域差もあつたりするわけなんですよね。そこまで踏まえた上で、里地里山保全の対策というか、取組も考えていかなければならないと思うものだから、そこをお伺いしているところです。

○湯地中山間・地域政策課長 全体の面積というのは把握していないんですが、先ほどおっしゃったとおり、主伐面積としては、大体80%達成——主伐面積が2,829ヘクタールで、再生林面積としては、大体2,100ヘクタールという形で、80%ぐらいは達成されているんですけども、元の数字がどのくらいかというのは、今、データとしては持ってありません。

○二見委員 やっぱり地域、地形とかそういったものによって、その数字が表現してくる意味が違うんですよね。この中山間地域振興計画における再生林が速やかにされた——実際に大変

なところでこれだけ実施したというのは大変なことだとは思いますが、実際県内で伐採された中でどれぐらいの面積なのか、そういったところまで把握しながら我々は対策を考えていかなければならないので、できればそこまで、今後、数字というか、現状を把握するために必要なデータを押さえていってほしいなど、要望させていただければと思います。

○岩切委員 委員会資料13ページの「戦略的な移住・定住の促進」の件なんですけど、都城市のように積極的に予算を振り向けてたくさん移住者を呼び込もうとしていらっしゃる体力のある自治体と、なかなかそういう資金的な準備も提示できない市町村とあるんですけど、県としてこの戦略的な移住・定住ということで相談対応するのに、相談者のサイドから都城市がいいという話になってくれば都城市の紹介ができると思うんですけど、宮崎県でという話になってきたときの対応とかは難しくなっているんじゃないかなと思うんですけども、そういう市町村間のバランスの問題とかをどのようにこれから克服していかれるおつもりなのかをお聞かせいただきたいです。

○湯地中山間・地域政策課長 今お尋ねの件は、移住支援金の関係だと思うんですけども、移住支援金自体は、宮崎県は全国的にもかなり力を入れていまして、移住を促進する上で非常に効果的であるとは考えております。ただ、今回、都城市のように、県が想定していた以上にかなりの予算を投入されているところもあるんですけど、県全体としていうと、多分これで移住者は増えていくだろうなというのがまず一つ、いい点だと思っています。ただ、例えば県内で地域間競争みたいな形になることに関しては、あまりそういった形にならないほうがいいかなとは

思っておりまして、できれば都市部から宮崎県内に来ていただくことについては、どんどんやっていきたいと思っています。例えば、県内の別の市町村から都城市に移住してしまうとか、そういったケースも出てくると思うんですけど、それとは別に、県全体としては、できるだけ県外の大都市圏から移住者をどんどん呼び込むような形にしていきたいと思っています。

○岩切委員 今大きなポイントがあったと思うんですけども、家族4人の家庭で500万円とかいう数字が躍って、現実には都城市に県内から移動している方がいらっしゃるという話を聞くんなんです。お隣の三股町との町境を挟んで移動される方の話も、うわさのレベルですが、伺います。それを県内の地域間競争と一くくりにすれば、それを問題視するかどうかの議論は大きなポイントになると思うんです。それはもうしようがない、あり得るものとして、同時に活発な地域間競争の中のエネルギーでもって県外からも呼び込む方法に持っていくか、県内での移動はちょっと勘弁してくださいという立場で、県外からだけ来てくださいますことは非常に難しいと思うんですけど、そのあたりの戦略的な部分を知りたかったんですけども、いかがでしょうか。

○湯地中山間・地域政策課長 県独自の移住支援金については、もともと、全国どの都道府県から来ても対象にしていたのを、今回、令和5年度から、大都市圏、東京圏、大阪圏、名古屋圏、福岡県としました。その理由の一つとしては、例えば、全国から来た人に移住支援金をお渡ししているケースで、お隣の鹿児島県とか熊本県から移住してきている人も結構おりまして、地方でいわゆる移住者の取り合いみたいな形になるのがあまり好ましくないということで、大

都市圏に限ったところです。

全国的には都市圏から地方への移住を促していくという流れがあるので、県全体で、そういったところに力を入れていきたいと思っています。ただ、今回、仮に県内で地域間競争的なことが起こっている状況があったとしても、それはそれぞれの市町村の考え方があると思いますので、こちらが否定するとか、そういうことは全然考えていませんが、できれば県外からいろんなところに人が来られるような形になっていけばいいなと、そののところだけはぜひ、県としてはやっていきたいと思っています。

○岩切委員 分かりました。まだふわふわしたものを感じますので、今回、都城市は大きな数字を打ち出して呼び込もうとされていらっしゃるんですが、それが県全体のエネルギーになるか、宮崎県内における市町村間のバランスを欠く問題になっていくのか、それを県としてどう見るのかというところをもう少しきちんと整理されたほうが——数か月後、数年後にバランスを欠くよねという話だけが表に出てくるのか、都城市を先頭に宮崎県は頑張っていくという姿勢でもいいだろうと思うんです。そのあたりの戦略がかちっとしていないなどは感じましたので、御議論を重ねていただけたらと思います

○二見委員 関連して。非常に地元としては複雑な心境ではあるんですけども、今、実際に県から各市町村にこういうふうにしていきましょうという働きかけ自体はやっていないんですよね。都城市も大都市圏から引っ張ってきたいという思いでやっているのが基本であって、都城市の中にも人口が減少している中山間地域もあるので、移住支援金を満額出しているところはそういう中山間地域への移住で、町部に近いところは減額しているということもあったり

するものだから。少なくとも26市町村にこの移住支援の内容について、何か統一的な見解を出しているわけではないんですか。

○湯地中山間・地域政策課長 基本的に、市町村に対しては、移住・定住対策を一生懸命、県と一緒に頑張っていきましょうとお伝えしているんですが、その支援金の額とかについては、こちらからは何もお話しはしてなくて、都城市は市独自で努力されている部分も確かにあるので、簡単にこれがいいとか悪いとか、私自身は言えない状況かなと思っています。

○二見委員 私が聞きたいのは、県としての方針です。今、県は大都市圏、東京圏、大阪圏、名古屋圏、福岡県、そういったところを中心にやっていきたいという思いがある。県内の市町村も移住に取り組んでいます。温度差があるのであれば、そういったアピール、広報などについてはまとまって動いていきたいと思いますとか、金額について調整できるところはしていこう、できないところはそれぞれでやっていこうとか、取組の整理をした上で、またターゲットの地域を絞ってやっていくのであれば、この間も市町村と都道府県との関係についてちょっと議論があったじゃないですか。あれも踏まえた上で、県と市町村と一緒に取り組む協働のステージというか、そういう場所が必要だと思うし、そのためには県が動いていかなければならないと思うんです。逆に、都城市はこうやってちょっとアピールが飛び抜けてしまったら、一緒にしないほうがいいかもしれないですよ。一緒に広報していたら、そこにばかり目が行って、ほかのところはスポットが当たらなくなるんだったら、もうここは別枠をつくらないといけないとか、そういう検討をしていかなければならないし、やるべきだと思うんです。そこ辺の何か考

え方というのではないのでしょうか。

○湯地中山間・地域政策課長 今、移住支援金のことだけをお話したんですけれども、実際、移住支援金があるから移住したいという方ばかりではなくて、例えば、本当に山間部の暮らしを楽しんでいきたいとか、そういう方もいらっしゃるの、県としては、いろんな機会ですり町村と一緒に移住相談会をやったり、セミナーをやったり、そういうことも取り組んでいますので、そういった面で市町村と一緒にやっていきたいというところはございます。

○二見委員 もっと自信を持って言ってほしいですよ。都城市はちょっと生々しいところをばっと出してしまっているものだから。実はゆうべも、都城市はそれだけの移住支援金が出るんでしょと問合せが来て、うろ覚えだったからネットでダウンロードして、その資料を送って、あとは向こうに問い合わせてください。その人は福岡県の方だから安心してください。向こうから来てくれれば、確実なプラスになりますから。しっかり頑張ってください。

○川添委員 委員会資料の14ページですけれども、中山間盛り上げ隊の派遣人数が、目標値から乖離しているんじゃないかなと思うんです。市町村からの依頼がなかったということなんですけれども、私の認識不足もあるので、これはどういう仕組みで、どうして市町村から依頼がなかったのか。また一方で、移住者とか少し上向いてきているところもあって、いろんな人材がそれぞれ少しずつ増えてきている中で、今後どうやって中山間盛り上げ隊を盛り上げていくか、御説明いただければと思います。

○湯地中山間・地域政策課長 中山間盛り上げ隊につきましては、例えば地域の祭りとか、草刈りとか、そういうことを手伝ってほしいとい

う公募に、中山間盛り上げ隊のメンバーが応募してくる形になるんですが、さっきコロナの影響と御説明したんですけれども、例えば地域の祭りそのものが中止になったりしたケースも結構ございましたので、そういった意味で依頼そのものがなかったケースがございました。

また、今後どうしていききたいかですが、令和5年度、10月以降になると思うんですが、地域の方と中山間盛り上げ隊の方が直接やり取りできるようなマッチングサイトをつくって、今後はその中でいろんな地域との交流、関係人口づくりをやっていきたいと思っていますので、そういった関係人口として、ずっと地域に来てくれるような形にしていきたいと思っています。

○川添委員 分かりました。

2つ目なんですけれども、委員会資料17ページ、③の「地域資源を生かした稼ぐ力の向上」ですが、私は、特別委員会で西都市、西米良村、椎葉村、高千穂町に、大学生のインターンシップの皆さんと行きまして、中山間地域を結構見させていただいたんですけれども、なりわいの一つに観光資源もあると思います。高千穂町長が宮交シティで世界農業遺産のイベントをされていたときに、私も見学に行きまして、すばらしい取組だなと思ったんですが、東米良創生会とかもそうですけれども、いい取組があるんですが、発信が少し弱いというか、行ってみたいものはたくさんある、ポテンシャルもあるんですけれども、なかなかそれが広く伝わっていないことがすごく残念じゃないかなと思うんです。今後こういった観光資源も含めた稼ぐ力の向上に取り組んでいくことについて、課長がどんなふうに考えていらっしゃるのか、もし意見があればお願いします。

○湯地中山間・地域政策課長 先ほどお話にあ

りました高千穂郷・椎葉山とか、世界遺産とか、県の関連でいうと、例えばユネスコエコパークとか、そういったものも地域資源ブランドとしてございますので、その観光的な活用も、今、実際に取り組んでいるところもあるんですが、今後どうやったらそういう認知度が上がっていくかは、それぞれ商工観光労働部や市町村と協力していきたいなと思っております。

○山下委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 それでは、次に、その他報告事項に関する説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○中尾総合政策課長 委員会資料の19ページを御覧ください。

新しい「ゆたかさ」前進プログラムの政策評価結果について、御報告いたします。

まず、1、趣旨等ではありますが、令和元年度に策定いたしました宮崎県総合計画のアクションプランに掲げる重点施策につきまして、①と②に記載の観点から、令和元年度から令和4年度までの取組に係る評価を実施したものでございます。

次に、2の評価方法ではありますが、評価は2段階に分けて実施しており、まず(1)の内部評価では、指標ごとに設定した目標値に対する達成状況を定量的に評価しております。

(2)の外部評価は、総合計画審議会において(1)の内部評価を参考に、新型コロナなどの社会情勢による影響等も勘案して評価いただいたものであります。

なお、評価につきましては、2回の審議会を経て、8月18日に知事へ答申がなされております。

20ページを御覧ください。

3、評価結果であります。ページ下の囲みに示しておりますAからDまでの4段階で評価いただいた結果、4年間の取組として、「成果が出ている」とのA評価が1プログラム、「一定の成果が出ている」とのB評価が4プログラムであり、全体としては一定の成果が出ているとの評価をいただいております。

21ページから、プログラムごとの評価結果の概要をまとめております。

まず、プログラム1、人口問題対応プログラムはB評価であり、「プログラム全体としては一定の成果が認められるものの、女性や若年層の流出や合計特殊出生率の低下など課題へのより踏み込んだ対応が必要である」との総括評価をいただいたところであります。

プログラム2、産業成長・経済活性化プログラムはB評価であり、「プログラム全体としては、一定の成果が認められる。今後は、デジタル化やグリーン化など世界・日本を取り巻く変化に的確に対応し、本県の更なる産業成長につながるとともに、これらを支える産業人材の育成・確保や、新たなイノベーション創出等により、国内外での競争力強化を図ることが求められる」との総括評価をいただいたところであります。

22ページを御覧ください。

プログラム3、観光・スポーツ・文化振興プログラムにつきましては、新型コロナの影響を大きく受けたプログラムではありますが、一定の成果が認められるとしてB評価とされました。

総括評価としまして、「新型コロナの影響もあり、指標の達成状況は必ずしも良好とは言えないものの、アフターコロナを見据えた取組が進められてきたところであり、例えば、観光プロモーションや国際定期便・クルーズ船等の受入

れ準備、各種スポーツ施設整備の推進などによる成果が、5類移行（令和5年度）後、着実に現れている。これらのことから、プログラム全体としては、一定の成果が認められる。今後は、本県の強みを生かした観光分野の再生を加速させるとともに、スポーツ・文化分野についても、更なる環境整備や魅力発信につなげる必要がある」とされたところでございます。

プログラム4、生涯健康・活躍社会プログラムはB評価であり、「プログラム全体としては一定の成果が出ているものの、引き続き、医療・福祉人材の確保・育成など福祉・医療の充実に加え、貧困や孤立、自殺など困難を抱える人に寄り添った対策の強化が急がれる」との総括評価をいただいたところであります。

プログラム5、危機管理強化プログラムはA評価でありまして、「プログラム全体として良い成果が出ていると認められる。今後も、常在危機の意識徹底を図り、あらゆる危機事象に強みやざきづくりを進めていくことが求められる」との総括評価をいただいたところであります。

なお、評価結果の詳細につきましては、審議会からの報告書を別冊資料1として配布しておりますので、後ほど御覧ください。

今後につきましては、この評価結果とともに、委員からいただきました御意見も踏まえながら、本年6月に策定いたしました新たなアクションプランに掲げる施策の推進に生かしてまいりたいと考えております。

○佐野総合交通課長 続きまして、ローカル鉄道の再構築について御説明いたします。

委員会資料の24ページを御覧ください。

まず、1の概要であります。人口減少やライフスタイルの変化など、地域公共交通を取り巻く環境が大きく変化する中、利用者数の少な

いローカル鉄道については、その維持が困難になりつつありますことから、国は地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等を4月に改正し、関係者が望ましい在り方を議論し、再構築していくための枠組みを整備いたしました。

次に、2の再構築のスキームについて御説明いたします。

まず（1）の再構築協議会の設置であります。利用者数の少ないローカル鉄道について、廃止ありき、存続ありきといった前提を置かず、「上下分離方式等による鉄道維持」や「バスやBRT等への転換」などを議論するため、地方公共団体または鉄道事業者の要請により国が再構築協議会を設置いたします。

この協議会の対象は、2以上の都道府県にわたる線区等で輸送密度4,000人未満のものとなりますが、当面は、拠点都市間を特急列車が結ぶ線区等は対象外とし、輸送密度1,000人未満の線区を優先することとなっております。

参考としまして、県内鉄道の輸送密度を右の表にまとめておりますが、この基準にのっとれば、本県では、黄色に着色したJR吉都線及び日南線の油津－志布志間が協議会設置の優先対象になるものと考えております。

なお、日南線田吉－油津間についても令和2年度から4年度まで1,000人未満となっておりますが、これは新型コロナの影響によるものであり、令和元年度以前は1,000人を上回っておりますことから、優先対象となる可能性は低いものと考えております。

また、肥薩線につきましては、令和2年7月の熊本豪雨により八代－吉松間の全線が依然として運休となっており、現在、国と熊本県、沿線自治体が中心となって今後の在り方について検討を行っているところであり、その結果を踏

まえ、対応していくことになると思われます。

次に、協議会の構成員につきましては、国、地方公共団体、鉄道事業者、利用者、学識経験者等となっており、地域の実情を踏まえ、設置主体となる国が組織することとなります。

最後に、再構築に向けた協議を行う期間ではありますが、協議会の設置から3年以内を目安としているところでございます。

次に、25ページを御覧ください。

(2)の調査・実証についてであります。

再構築協議会において、十分な議論を行うため、利用状況等のデータ分析やバス転換の検証など、再構築に向けた各種調査・実証事業を実施することとされており、国が費用の半分を支援することとなっております。

次に、(3)の方針の決定であります。協議会における調査・実証事業や議論を踏まえ、上下分離方式等による鉄道の維持、バスやBRT等への転換などの方針を決定し、再構築方針を作成することとなっております。

そして、(4)の施設整備でございますが、再構築方針に基づき、地方公共団体または民間事業者が鉄道施設やバス施設の整備を行い、整備費用について国が一部支援します。

補助対象につきましては、地方公共団体または地方公共団体の補助を受けた民間事業者が実施する施設整備で、鉄道施設については、駅施設、線路・電路設備などが、バス施設につきましては、停留所、車庫・営業所などが対象となっております。

また、補助率は、地方公共団体が負担する費用の2分の1となっております。

最後に、3の本県の対応でございますが、再構築の優先対象と見込まれるJR吉都線及び日南線油津一志布志間につきましては、現在、国、

県、沿線自治体、JR九州が一体となって線路活用の検討や各種利用促進策を実施しているところでございます。

また、日南線の油津一志布志間につきましては、災害発生件数が多く、利用者数も少ないことから、独自に沿線自治体と勉強会を開き、他県の取組事例について研究しているところであります。

まずは、これらの取組を推進しつつ、並行して再構築に対するJR九州や沿線自治体の考えを十分に確認し、必要な対応を行ってまいりたいと考えております。

○中村人権同和対策課長 常任委員会資料の26ページを御覧ください。

宮崎県人権施策基本方針の骨子案について御説明いたします。

まず、1、「方針の策定について」であります。この方針は、令和4年3月14日に施行されました宮崎県人権尊重の社会づくり条例に基づき、本県の人権施策の基本となる方針として策定するものであります。

次に、2、「方針策定にあたっての基本的な考え方」であります。

(1)にありますとおり、現在の人権教育・啓発の基本方針である宮崎県人権教育・啓発推進方針の基本的な考え方や施策等は踏襲することとしております。

また、(2)にありますとおり、宮崎県人権尊重の社会づくり条例を踏まえ、方針の目標や施策の方向等を定めることとしております。

さらに、(3)にありますとおり、昨年9月に実施いたしました人権に関する県民意識調査の結果や、最近の人権を取り巻く状況等を踏まえ、内容の検討を行うこととしております。

次に、3、骨子案について御説明いたします。

27ページを御覧ください。

まず、第1章「はじめに」では、方針策定の趣旨、方針の性格、人権をめぐる国内外の状況など、今回方針を策定することとなった背景や人権に関する現状等について記載することとしております。

また、2の方針の目標としては、宮崎県人権尊重の社会づくり条例を踏まえ、「お互いの人権を尊重し合い、あらゆる差別を解消し、誰もが自分らしく生きていける平和で豊かな社会の実現」を予定しております。

次に、第2章「人権施策の推進」であります。

具体的な内容については、今後素案を作成する中で検討してまいります。現在の方針の内容を踏まえ、1、人権意識の高揚を図るための施策、2、相談支援体制の整備を定めることとしております。

また、赤字で書いてあります3、人権の視点に立った行政の推進については、宮崎県人権尊重の社会づくり条例において、県の責務として、「県行政のあらゆる分野において人権を尊重し、人権施策を積極的に推進する」と定めていることから、新たに記載することとしております。

次に、第3章「分野別施策の推進」につきましては、1、「女性」から13、「働く人の人権問題」まで、13の分野について、それぞれの分野別に施策の方向性等を記載することとしておりますが、詳細については、今後、関係団体との意見交換や、所管課との協議を踏まえて定める予定であります。

なお、赤字で書いてあります、13、「働く人の人権問題」については、昨年度実施しました人権に関する県民意識調査の結果、県民の関心が高く、実際にセクハラやパワハラ等のハラスメントを受けたことがあるとの回答もあったため、

今回の方針から追加する予定であります。

第4章「方針の推進」につきましては、現在の方針を踏まえ、「県の推進体制」、「国、市町村との連携」、「民間団体との連携」、「施策の点検及び方針の見直し」について定めることとしております。

28ページを御覧ください。

4の方針の策定スケジュールについて説明いたします。

今回策定する方針は、県議会の議決の対象になっておりますので、11月定例会の常任委員会で素案を報告し、2月定例会に議案として提出する予定であります。

また、基本方針の策定に当たっては、外部有識者で構成する人権施策推進懇話会での検討や関係団体からの意見聴取、パブリックコメントを実施する予定であります。

○岩切競技力向上推進課長 委員会資料の29ページを御覧ください。

「国スポ・障スポ選手団ユニフォーム変更について」、御説明いたします。

選手団ユニフォームにつきましては、日本スポーツ協会が定める国民体育大会ユニフォーム規程において、大会の開会式や閉会式、並びに表彰式等で着用することとなっております。

1の「変更を検討する理由・経緯」としまして、宮崎国スポ・障スポの開催を契機に、宮崎らしいデザイン、機能性を充実させた新ユニフォームに変更し、選手の士気向上や県全体の機運醸成を図ること。

また、現在のユニフォームが作成から20年以上経過しており、競技団体から見直しの要望があり、先催県の多くが大会の開催を機に見直しを行っていることから、5月に開催しました県競技力向上対策本部会議において、選手団ユニ

フォームの変更について審議した結果、今年度、変更に向けて作業を進めていくことに決定したところであります。

2の「今後のスケジュール(予定)」につきましては、県競技力向上対策本部におきまして、今年度は、各競技団体からの意見聴取、ユニフォームの仕様や選考基準について検討を進めた後、企画提案競技によりデザインの選考と決定を行い、令和6年度の5月に開催予定の競技力向上対策本部会議において最終報告し、夏頃の発注開始を予定しております。

また、選手団の着用につきましては、令和7年度の滋賀国スポからを予定しております。

なお、参考としまして、一番下に現在の本県及び昨年の開催県でありました栃木県のユニフォーム写真を載せております。

○山下委員長 執行部の説明が終了しました。その他報告事項について、質疑はありませんか。

○坂本委員 ローカル鉄道の再構築について、何点か教えてください。

この再構築協議会の設置については、国が主導すると考えていいんですか。

○佐野総合交通課長 この再構築協議会は、地方自治体か運行事業者からの要請によって、国が主体となって運営されます。

○坂本委員 その場合に「2以上の都道府県にわたる線区等で」ということです。地方公共団体ということは、県も関わると理解していいですか。

○佐野総合交通課長 はい。特に本県の場合、吉都線と日南線の油津―志布志間は、両方とも鹿児島県にまたがる広域的な路線になっておりますので、こういったものを対象に――広域的なものとなってくると、やはり国が間に入ってこないとなかなか調整が難しいというところも

あって、対象をそのようにしているものと考えております。

○坂本委員 今回、構成員の中に「利用者」が入っていますけれども、一般の方から、こういう形になってくれると乗るのにといい声は結構よく聞くんですが、利用者を構成員に入れるときの人選については、県も関わると考えてよろしいですか。

○佐野総合交通課長 内容については、また今後、国に確認することになるかと思いますけれども、当然、国としても、その人選については、地元自治体には御相談等々を含めてあるだろうと思っております。

○坂本委員 例えばですけれども、対象の路線ではないんですが、今、県がサイクルツーリズムに力を入れていますけれども、そういう利用者の方たちからは、自転車のまま乗れるような列車ができると、もっと活用の幅が広がるんだろうとか、そういった声を聞くんです。

今、通学・通勤で使われているケースもあると思うんですけれども、そういう話をきっかけに、自転車のまま、学生とか、勤めに行く人たちが乗れば、レジャーだけではなく、日常にも活用できることになるのかなとか、駅前の自転車の駐輪場も減らすことができるのかなとか、利用者のニーズをしっかりと掘り下げていくと、利用者の増加につながるようなアイデアも出てくるのかなと最近少し考えているものですから、この協議会の構成員を選定する際に、そういった要素も含めながら考えていただけたらいいかなと思ひまして、提案として申し上げました。

○佐野総合交通課長 ありがとうございます。今回のこのスキームの中でも、再構築協議会を設置して、徹底的に、今の利用状況、ある程度把握はできていますけれども、調査をする。そ

ういった中で、先ほど御提案があったようなサイクルトレイン的なものを導入すれば、利用者が増えるんじゃないかとか、そういったところも地域公共交通再構築調査事業の中で実証事業をやって、どれくらい効果が上がるかとか、そういう取組も行うこととしております。

例えば、吉都線で要望が多いんですけども、朝の通学の7割は学生が利用しているので、あと1両増やしてくれれば、もう少し利用者が増えるといったところも、この実証事業の中で実態をつかみながら、最終的な方針に持っていくのかなと考えているところでございます。

○川添委員 関連しまして、委員会資料24ページの表の、日南線の下から2番目の田吉ー油津区間は、令和4年度は1,000人未満ですが、ここは対象にはならないということですか。

○佐野総合交通課長 この法律改正前に、国においては、有識者検討会等を含めて、ずっと議論されてきたところでございますが、その中で利用者数については、平時の利用者数を参考にすべきだということで、ちょうどこの令和2年、3年、4年は、コロナの影響を受けていた時期の数字になりますので、対象になるのは令和元年度の数字で、1,000人を超えていますので、私どもとしては、こちらは対象にならないのではないかと考えているところでございます。

○川添委員 分かりました。

令和元年度からの傾向でいきますと、この間にコロナもあり、軒並み利用者が減少しています。この再構築協議会で協議していくと思うのですが、例えば、上下分離方式、バスやBRTということで、鉄道を利用される方を増やしていく今後の方針といたしますか、ほかにもいろいろな考えがあるのか。将来の展望について考えがあればお願いします。

○佐野総合交通課長 ここに書いてあるものだけじゃなく、本当にいろいろなやり方——基本は、国においても言われているのは、こういう上下分離方式だったり、バスやBRTへの転換がよくクローズアップされておりますけれども、この地域の実情に本当に合った、例えば、この路線を転換する必要があるなら、その一部だけでもいいんじゃないかとか、いろいろな御意見等もあると思いますので、この再構築協議会の中でそういった知恵を出し合いながら、将来本当に持続可能な、また、住民の皆さんにとって利便性の上がる形をどうつくっていくかといったことを、今後、協議していくものと考えております。

○岩切委員 関連して、確認です。この再構築協議会は地方公共団体または鉄道事業者からの要請で国が設置するということですがけれども、宮崎県、また沿線自治体は、これを設置することを求めていくことが前提になっているのか、鉄道事業者が当然設置を求めてくるだろうから、対応をきちっとしていこうという方針での議論なのか、そのあたりの考え方を教えてください。

○佐野総合交通課長 この両路線については、先ほども御説明したんですけども、既に令和元年度から、線区検討委員会、各沿線自治体と、国も含めて——途中コロナがありましたけれども、令和6年度までは、まずはいろいろなアイデアを出しながらしっかり利用促進に取り組んでいきたいと思います。ということで取り組んでいくところでございます。

そういった中にありますので、まず、そこを本県としても沿線自治体としても、きちっとやりたいと。沿線自治体と意見交換をしていますけれども、県なり、沿線自治体から、国に対して、この再構築協議会を要請することは、現時

点においてはなと思っています。

ただ、国がこのような法律改正をして、10月1日から施行となっておりますので、事業者であるJR九州から国に対して要請される可能性は高いと思っています。しかし、JR九州がいきなり国に要請するというわけじゃなく、当然私も沿線自治体も含めて、きちっと御相談、御説明があるものと思っています。

○岩切委員 分かりました。

JR九州としては、経営上の問題もあるので、いずれ相談したいという腹はあるかもしれないけれども、今は表明されていないのだとは思いますが。調査・実証や施設整備等に補助があるとしても、沿線自治体からすれば、本当に維持可能なのかという不安感を持ちながらの問題だと思いますので、県としての姿勢、やはり沿線住民の交通手段を守るという大前提を明確にしながらJR九州の動きなどを見ていくと。チャレンジしてきたら必ずきっちりと応える。そういう体制を御準備いただければと思います。

○脇谷委員 委員会資料27ページの宮崎県人権施策の基本方針ですけれども、アンケートの結果で、第3章に「働く人の人権問題」を追加したということ大変評価いたします。ありがとうございます。

これは要望でもあるんですけれども、先ほどパワハラやセクハラの問題があると言われましたので、できましたら、マタニティハラスメント、あるいは今、ジャニーズ問題もありますけれども、性加害の問題もありますので、そういった問題も含めて、この「第3章、分野別施策の推進」の中に人権問題を取り入れていただきたいと思っていますけれども、いかがでしょうか。

○中村人権同和対策課長 働く人の人権問題については関心が高いということで、今回追加す

ることになったわけですが、セクハラ、パワハラに加えて、他県の方針を見ても、マタハラを書いている県もあるようでございますので、この件も書いていきたいと思っておりますし、ジャニーズの問題も最近話題になっておりますので、こういうことについても、どのような形で書けるか検討してまいりたいと思っております。

○脇谷委員 よろしくお願ひいたします。

もう一つ、委員会資料21ページの、新しい「ゆたかさ」前進プログラムの中で、4の「本県の未来を担う子供たちの育成」の内部評価がCとなっておりますが、どういうことで、Cになっているのでしょうか。

○中尾総合政策課長 こちらにつきましては、内部評価の基準で定量的に評価したものでございます。お手元にお配りしております資料1の9ページを御覧いただければと思います。

こちらのほうに、各重点項目ごとに細かい指標を設けておまして、それを定量的に評価した上で、基準値と目標値、その達成状況を見た上で評価しております。こちら申し上げますと、ハイライトになっている部分、「外国語教育に関して学習到達目標を設定し、その達成状況を把握している学校・学科の割合」、それと一番下の「学校支援ボランティアに取り組んでいる県民の割合」、こちらにつきましては目標値を達成しておりますが、それ以外の部分で目標値を達成していなかったというところもありまして、平均点が1.42となっておりますけれども、こういった状況を踏まえて、内部評価Cという判断になったところでございます。

○脇谷委員 分かりました。宮崎県の子供たちは自尊心が低いと言われるので、また、ぜひ、こちらのほうも上がるようにお願ひいたします。

○山下委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 それでは、請願の審査に移ります。

請願第2号「私学助成の拡充・強化についての請願」について、執行部からの説明はありませんか。

○堀みやざき文化振興課長 特にございませぬ。

○山下委員長 それでは委員から質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 最後に、その他で何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 それでは、以上をもって、総合政策部を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

午後の審査は1時からといたします。

暫時休憩いたします。

午前11時54分休憩

午後0時57分再開

○吉村総務部長 それでは、本日御審議いただきます議案等につきまして、総務政策常任委員会資料で説明をいたします。

目次を御覧ください。

まず、1の予算議案であります。令和5年度一般会計補正予算の第3号及び第4号の概要につきましては、後ほど御説明いたします。

次に、2の特別議案についてですが、使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例など3件の議案を提出しております。

また、3のその他報告事項では、令和4年度内部統制評価報告書についてなど3件を御報告いたします。

3ページをお願いいたします。

それでは、令和5年度一般会計補正予算、第3号及び第4号の概要を御説明いたします。

まず、議案第1号「令和5年度宮崎県一般会計補正予算（第3号）」は、県民の暮らしや産業を守る緊急対策、日本一挑戦プロジェクトに係るもの及び国庫補助決定に伴うもの等に要する経費について措置するものであります。

次に、議案第11号「令和5年度宮崎県一般会計補正予算（第4号）」は、8月の令和5年台風第6号の災害対策に必要な経費について措置するものであります。

4ページをお願いいたします。

一般会計歳入一覧です。中ほどの「今回補正額」の「議案第1号」の列を御覧ください。

自主財源であります繰入金6,488万2,000円、繰越金が145億1,729万円。

この繰越金は令和4年度決算の実質収支であり、決算上生じた剰余金になります。

次に、依存財源であります国庫支出金が2,583万6,000円、県債が3,600万円となっております。合わせまして合計が146億4,400万8,000円の増額となります。

同じく、「今回補正額」の「議案第11号」の列を御覧ください。

まず、自主財源である繰入金9,843万3,000円、依存財源であります国庫支出金2億468万2,000円、県債11億3,120万円であり、合計14億3,431万5,000円の増額となります。

この結果、補正後の一般会計の予算総額は6,999億277万4,000円となります。

5ページをお願いいたします。

一般会計歳出一覧です。中ほどの「今回補正額」の「議案第1号」の列を御覧ください。

まず、総務費の141億円余は、歳入で御説明いたしました繰越金のほとんどを県債管理基金等

に積み立てるための経費になります。

次の、民生費800万円余は、自殺予防対策に係る経費といたしまして、国費の増額に伴い補正を行うものであります。

1つ飛びまして、労働費300万円余は、産業技術専門校の実習棟の大型シャッターの改修に係る経費であります。

次の、農林水産業費2億1,000万円余は、和牛繁殖農家に対する国の子牛価格補填事業への県費の上乗せ補助、また、高齢母牛更新時の補助等に要する経費であります。

次の、商工費1億2,000万円余は、サッカーの春季キャンプにおける強化試合の費用負担に係る経費等を措置しております。

2つ飛びまして、教育費1億9,000万円余は、県立学校のトイレの洋式化や老朽化した空調設備の更新に要する経費になります。

右隣の「議案第11号」の列を御覧ください。

土木費の14億円余は、築堤や河川等に堆積した土砂の除去、海岸に漂着した流木の除去等に要する経費です。

2つ飛びまして、災害復旧費3,100万円余は、漁港区域内の流木除去に要する経費になります。

なお、台風による大規模な災害復旧事業につきましては、当初予算において災害復旧費を186億円余計上しておりますので、こちらを活用して迅速に対応していくこととしております。

補正予算案の概要についての説明は以上です。

なお、議案等の詳細につきましては、危機管理局長及び担当課室長から説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願いたします。

○山下委員長 次に、議案についての説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後にお願いたします。

○高妻財政課長 常任委員会資料の6ページを御覧ください。

3、歳入科目別概要ですが、先ほど部長も御説明しましたとおり、「今回補正額」と「説明」の欄につきまして、2つの議案に分けて記載しております。

まず、繰入金でございます。議案第1号分で6,400万円余、議案第11号分で9,800万円余を繰り入れます。

議案第1号分は、プロチームキャンプ受入強化事業などの経費を宮崎再生基金から繰り入れます。

議案第11号分は、台風第6号災害対策の県費負担分について、財政調整積立金から繰り入れます。

次に、その下の繰越金です。

議案第1号分で145億1,700万円余を計上しています。これは、令和4年度の決算剰余金であり、今後決算審査をお願いするものですが、予算は見込みが明らかになった時点で計上すべきという考えから、毎年度8月上旬に決算見込みを公表させていただきまして、9月補正に計上しているものでございます。

7ページを御覧ください。

次に、国庫支出金です。議案第1号分、2,500万円余、議案第11号分、2億400万円余を受け入れます。

議案第1号分は、全て国庫補助金です。

丸の1つ目、民生費国庫補助金です。これは、自殺対策に関する調査や人材育成等に係る費用を市町村に交付するため、地域自殺対策強化事業交付金などを受け入れるものであります。

次に、丸の2つ目、農林水産業費国庫補助金です。こちらは、病虫害でありますトマトキバガの緊急防除に要する経費などに充てるため、

消費・安全対策交付金などを受け入れるものがあります。

次に、丸の3つ目、教育費国庫補助金です。これは、活動実態の報告のない不活動宗教法人の実態調査費用などに充てるため、文化芸術振興費を受け入れるものであります。

議案第11号の国庫支出金は、国庫負担金と国庫補助金の2種類です。

まず、国庫負担金です。台風第6号の影響による漁港区域内の漂着流木等を処理するため、海岸保全漁港事業費などを受け入れます。

次に、国庫補助金です。台風第6号の影響による——護岸などの海岸保全施設のない海岸のことを一般公共海岸と申しますが、こちらの漂着流木等を処理するために、海岸漂着物地域対策推進事業補助金を受け入れます。

8ページを御覧ください。

県債でございます。議案第1号分、3,600万円、議案第11号分、11億3,100万円余を増額します。

議案第1号分は、水産試験場の内水面支場の飼育用冷水供給装置の更新、工業技術センターの管理研究棟における雨漏りの修繕に伴うものでございます。

議案第11号分は、今後の災害防止のために、中小河川の築堤やしゅんせつ、台風第6号による漂着流木除去に伴うものでございます。

これら全てを合わせた補正後の額は、表の一番下、歳入合計の行の右から2番目になりますが、6,999億277万4,000円となります。

歳入予算の説明については以上でございます。

続きまして、財政課の補正予算について御説明申し上げます。

委員会資料の10ページをお開きください。

財政課の9月補正予算は、一般会計で138億196万1,000円の増額でございます。

この結果、財政課の補正後の予算額は、一般会計と特別会計を合わせて、この表の一番上の行の右から3列目、1,751億133万5,000円です。

補正の内容については、資料の11ページを御覧ください。

まず、(事項) 財政調整基金積立金です。

令和4年度の一般会計決算の実質収支を繰越金として歳入計上しております。

こちらは、来年度の地方交付税の減額精算分、約43億円等の財政需要を考慮いたしまして、30億円を積み立てるものでございます。

次に、(事項) 県債管理基金積立金です。

繰越金——決算剰余金の部分ですが、こちらの約2分の1に当たる72億5,864万6,000円を地方財政法第7条の規定に基づき積み立てるものでございます。

最後に、(事項) 県有施設維持整備基金積立金です。

こちらは、今後の施設の老朽化対策に備え、繰越金のうち、35億4,331万5,000円を積み立てるものでございます。

○蛸原税務課長 税務課の補正予算について御説明いたします。

委員会資料の12ページを御覧ください。

税務課の9月補正予算は、3億円の増額となっております。

この結果、補正後の予算額は、右から3列目、580億5,573万3,000円となります。

補正予算の内容については、次の13ページを御覧ください。

一番左の列の上から5つ目の(事項) 諸費の増額となります。その内容は、下の説明欄のとおり県税還付金となりますが、これは県税の過年度収入分に係る還付等に要する経費でありまして、還付額が当初予算を上回る見込みとなっ

たため、増額補正をお願いするものであります。

○那須人事課長 常任委員会資料16ページを御覧ください。

議案第4号「職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」について御説明いたします。

まず1の改正の理由についてであります。

新型コロナウイルス感染症について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における位置づけが、新型インフルエンザ等感染症（いわゆる2類相当）から5類感染症に改められたことに伴い、国の特殊勤務手当に関する取扱いが変わったことから、国に準じて支給要件等の改正を行うものであります。

次に、2の改正の内容についてであります。

(1)のとおり、新型コロナウイルス感染症に係る感染症予防等手当の特例として、宿泊療養施設で感染症患者が使用した物件の処理等に従事した場合に1日につき3,000円、患者の身体に接触して行う作業等に従事した場合は4,000円を支給することとしていましたが、これを廃止いたします。

また、(2)のとおり、特定新型インフルエンザ等から県民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業であって、知事が定めるものに従事したときは、1日につき4,000円を超えない範囲で感染症予防等手当を特例として支給することといたしますが、具体的な作業内容や支給額については、今後、国において定められる取扱い等に準じて、規則で定めることといたします。

なお、保健所等における新型コロナウイルス感染症患者への対応等において、1日につき290円の感染症予防等手当を支給しておりましたが、これに係る規定につきましては、規則改正によ

り廃止いたします。

最後に、3の施行期日であります。公布の日から施行することとしております。

○蛭原税務課長 委員会資料の14ページを御覧ください。

特別議案の議案第3号「使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」であります。

1の今回改正を行う手数料は、県税等に関する証明手数料、いわゆる納税証明手数料でございます。

2の改正の理由ですが、納税証明手数料の支払い方法について、10月から証紙払いが廃止され現金払いとなることに伴い、串間、西都、高千穂の県税窓口で申請を行う場合は、納入通知書により納税証明手数料を納入いただくこととなりますことから、この場合の納税証明手数料の支払い時期を変更するため、関係規定の改正を行うものであります。

下の表を御覧ください。

県税・総務事務所及び県税窓口での納税証明申請における手数料の支払い方法についてありますが、宮崎、日南、都城、小林、高鍋、日向、延岡の7つの県税・総務事務所では現金払いの取扱いを現時点行っておりますので、申請と同時に、直接現金を払い込むこととなります。

串間、西都、高千穂の3か所の県税窓口は、現金の取扱いを行っていないため、申請された方は、申請後に、下線にありますとおり、県が交付する納入通知書により、金融機関で現金を払い込むこととなります。

15ページを御覧ください。

3の改正内容です。下の表を御覧ください。

使用料及び手数料徴収条例第3条第2項の規定により、手数料は申請等を行うときに納めることとなっておりますが、先ほど説明しました

県税窓口の納入通知書による納入の場合、申請と同時に手数料を支払うことができないことから、支払い時期を別途定めるため、同項のただし書きに「規則で定める証明手数料に限り、規則で定める時期に納入するもの」を追加するものであります。

なお、下線を引いております第16号の「規則で定める場合」とは、納税証明手数料を納入通知書で納付する場合のことであり、支払い時期の「規則で定める時期」とは、納入通知書が交付されたときから納税証明書が交付されるときまでとなり、それぞれ規則において規定することになります。

簡単に申し上げますと、県税の窓口で納税証明の申請をされた方は、納入通知書により手数料を払い込んだ後に納税証明書を受け取ることになるということでございます。

最後に、4の施行期日ですが、公布の日から施行することとしております。

○寺田消防保安課長 常任委員会資料の17ページを御覧ください。

議案第9号「財産の取得について」であります。

財産に関する条例第2条の規定により、予定価格が7,000万円以上の動産を買入れするときは、議会の議決に付することになっております。

宮崎県防災救急ヘリコプターの更新につきましては、6月定例会常任委員会において、入札方法やスケジュールを含め御説明させていただいたところでありますが、予定どおり、7月末に総合評価方式による一般競争入札を行い、落札者を決定しましたので、本議案を提案するものであります。

まず、1の目的にありますとおり、本県での航空消防活動で利用するため、2の取得財産に

ありますように、防災救急ヘリコプターの取得を行うものであります。

次に、3の取得価格であります。26億6,200万円で、契約の相手方は株式会社SUBARU航空宇宙カンパニーを予定しております。

なお、更新後の機体につきましては、写真にあります現行機と同じベル社製の同型後継機になります。

最後に、4の納期であります。今議会で議決を得られましたら、直ちに契約を締結し、機体の製造に取りかかることとしております。

新たなヘリコプターについては、令和7年9月30日までに引渡しを受け、隊員等の訓練を行った後に運用を開始する予定としております。

○山下委員長 執行部の説明が終了しました。

議案についての質疑はありませんか。

○福田副委員長 議案第9号ですが、防災救急ヘリコプターのメーカーは、SUBARUじゃなくて、何とおっしゃいましたか。

○寺田消防保安課長 契約の相手方は、株式会社SUBARU航空宇宙カンパニーですが、このSUBARUとアメリカのベル社が共同開発しております412EPXという機体になります。

○山下委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 それでは、次に、その他報告事項に関する説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が終了した後をお願いいたします。

○徳松行政改革推進室長 委員会資料の18ページを御覧ください。

令和4年度内部統制評価報告書について御説明します。

1、制度の概要です。

内部統制は、行政サービスの適正な事務執行

を確保するために、地方自治法の改正に伴い令和2年度から導入された制度です。

先に、このページの下にある2つの米印を御覧ください。

この制度では、適正な事務執行の妨げとなる事務上のミスは「リスク」と言っており、具体的には、支払い事務の遅れや誤り、文書や備品等の紛失、送付先の誤りなど、起こり得るミス等を総称して「リスク」と呼んでおります。

また、リスク対応策というのは、ミスの発生を防ぐための、事前に必要な事務手続やチェック手順のことで、あらかじめ各所属で決めております。

平たく言いますと、職員自らが、事務を進める中で陥りやすい失敗や誤りを想定し、その対応策を明らかにしておくことで、問題の早期発見や事前防止に努めていくという自律的な取組であります。

(1)、体制の図を御覧ください。

知事を最高責任者として、左側の推進部局では、副知事をトップに、制度運用など全庁的な取組を推進し、右側の評価部局では、各所属の自己点検が適切に行われているかどうかなどの評価を行っております。

評価に当たっては、左下の検証部局として、庁内共通業務を所管する会計課や物品管理調達課などによる検証も加えて、評価結果を評価報告書として作成し、図の右側にありますように、監査委員による審査、意見をいただいております。

この評価報告書と監査委員からの意見は、その下の赤色の点線囲みにありますように議会に提出することになっており、本日この場で御報告するものです。

19ページを御覧ください。

(2)、評価の対象となるリスクとしまして、財務に関する事務が57項目、文書や情報の管理に関する事務が16項目、計73項目を評価の対象としております。

(3)、内部統制の評価方法ですが、制度自体の運用が有効に機能しているかどうかは、重大な不備の有無により評価することとなっております。発生したリスクが重大な不備に当たるかどうかは、量的重要性和質的重要性の2つの視点を基に総合的に判断しております。

次に、2、令和4年度評価報告書の概要になります。

(1)、体制の評価では、国ガイドラインに基づき設定した6項目を対象として評価を行い、有効と判断しました。

続いて(2)、業務レベルの評価では、評価対象の73項目のリスクについて確認しましたところ、評価時点ではリスク発生には至っていないものの、リスク対応策が適切に実施されておらず、リスク発生が懸念される整備上の不備を2所属で2件確認しました。

また、リスクが実際に発生した運用上の不備を69所属で合計125件確認し、一部の所属では、療育手帳の誤記載や、車検切れ公用車の使用、要配慮個人情報の紛失といった、特に注意すべき不備を確認しました。

これら発生したリスクにつきましては、重大な不備とまでは認められなかったことから、結果、本県の内部統制はおおむね有効に運用されていると評価いたしました。

20ページを御覧ください。

3、監査委員による評価報告書の審査です。

審査の結果、評価手続及び評価結果に係る記載は、おおむね相当であるとされましたが、今後、内部統制の実効性を高め、さらなる推進を

図る上では、リスク項目や対応策を適切に選択・設定すること、自己点検の精度を高めること、再発防止策の徹底、重大な不備の基準の整理と、(1)から(4)までの4つの事項において、改善が望まれるとの意見が付されました。

最後に、4、今後の対応です。

監査委員からの御意見を踏まえ、庁内におきまして、リスクの未然防止・再発防止に向けた呼びかけ、職員向け研修での周知や注意喚起、発生頻度の高い不備事例の共有といった取組を継続するとともに、重大な不備の基準につきましても、より客観的で具体的な判断基準の設定を検討してまいりたいと考えております。

なお、報告書及び監査委員からの意見書の全文につきましては、21ページ以降に別紙で添付しておりますので、御参照ください。

○鬼塚財産総合管理課長 常任委員会資料の24ページを御覧ください。

宮崎県東京ビル再整備事業に係る基本設計(案)についてであります。

本事業につきましては、ヒューリック株式会社を代表事業者といたしまして、現在、既存ビルの解体工事を進めております。

このたび、新ビルの基本設計案を策定いたしましたので、御報告いたします。

まず、1の基本方針ですが、県のさらなる発展の寄与、土地の有効活用・財政貢献といった考え方を踏まえ、設計案を策定いたしました。

次に、2の施設整備の概要でございますが、添付資料の資料1「基本設計図書(案)概要版」で御説明いたします。

1ページを御覧ください。

事業目的でございますが、本事業は、施設の老朽化や機能性・利便性の低下等の課題を踏まえ、民間施設との合築による機能の向上などを

図るため、再整備を行うものであります。

設計コンセプトですが、民間施設との合築による相乗効果の創出、県産木材の効果的な活用などをコンセプトといたしております。

2ページを御覧ください。

計画概要ですが、建築地は、現在地の東京都千代田区、階数は地上11階、地下1階の建物で、事業手法は定期借地権方式でございます。

各階の主な用途でございますが、1階から6階までが県の施設となり、1階に県内の中小企業が入居するフロンティアオフィスや、県情報発信スペース、2階から3階に学生寮、4階から6階に職員宿舎を整備いたします。7階から11階が民間の施設で、賃貸オフィスになります。

3ページを御覧ください。

1階部分の配置計画でございますが、県の情報発信スペースを平面図の下のほう、南側の前面道路から見えやすい南東の位置に配置することなどを計画しております。

動線計画ですが、ビルは県施設や賃貸オフィス等の複数の用途があるため、平面図に矢印を記載しておりますが、用途ごとに独立した入り口を確保し、建物内の動線を分離することなどを計画しております。

次の4ページが学生寮の平面図、5ページが職員宿舎の平面図となります。

6ページを御覧ください。

災害への備えでございます。地震に対しましては、数百年に一度程度の極めてまれに発生する大地震の1.25倍の力でも倒壊しない性能を確保いたします。

一番下のBCP対策でございますが、非常用発電機の設置など、災害時の活動拠点として必要な機能を整備いたします。

次の7ページから8ページの構造及び設備計

画は、説明を省略させていただきます。

9ページは外観・内観のイメージであります。

外観は南側からのイメージですが、ビルの正面入り口の外装に県産木材を使用し、家をモチーフとしたデザインを施しまして、県産木材のPR効果を高めることとしております。

内観は、1階のエントランスや学生寮室等のイメージとなります。内装や家具などに県産木材を活用してまいります。

常任委員会資料の24ページにお戻りください。

3の事業費につきましては、記載のとおりですが、定期借地権の設定により、借地料として、年額9,000万円が71年間、県に入っております。

4の主なスケジュールでございます。

解体工事を令和6年9月に完了後、同年10月から建設工事に着手し、令和8年10月の供用開始を予定しております。

○渡邊危機管理局長 常任委員会資料の25ページを御覧ください。

「霧島演習場における日米共同訓練について」、御説明いたします。

まず、1の実施期間は、10月14日から31日までの18日間で予定されております。

次に、2の実施場所は、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県及び北海道であり、本県は、霧島演習場において実施されます。

次に、3の参加部隊です。

自衛隊は、陸上自衛隊第8師団等が約200名、CH47輸送ヘリが3機程度、V22オスプレイが2機程度参加します。

また、アメリカ軍は、在日米軍の海兵隊及び空軍約120名、オスプレイが6機程度参加します。

MVと記載があるのが、海兵隊のオスプレイで、CVと記載があるのが、空軍のオスプレイです。

次に、4の訓練概要です。

ここに記載の4つの訓練を予定しております。

なお、(4)、滑走路復旧訓練の事前準備として、模擬滑走路を設置する必要があるため、9月19日から、米軍関係者約30名が霧島演習場で作業中でございます。この方々はホテル宿泊と伺っております。

次に、5の米軍の宿泊場所は、霧島演習場内となっており、通訳等の一部軍属はホテル宿泊予定と伺っております。

最後に、6の県の対応です。

国に対しまして、事件・事故の防止や騒音の軽減など、県民の安全・安心の確保に万全を期すよう、訓練実施が公表されました8月29日付で、知事名の要請文を九州防衛局長及び西部方面総監宛てに送付いたしました。

また、訓練期間中は、危機管理局内に関係機関との連絡調整等を行う体制を構築することとしております。

○山下委員長 執行部の説明が終了しました。

その他報告事項について質疑はありますか。

○二見委員 東京ビルの話なんですけれども、別に問題があるというわけじゃなく、素朴な疑問なんですけど、最後に外観イメージの写真を見ていたときに、今ふと気づいたのが、隣のビルより結構低いんです。先ほど土地の有効利用・活用という説明もありましたが、容積率か何かの制約があって低くなったのでしょうか。

○鬼塚財産総合管理課長 はい。委員おっしゃるとおり、容積率の問題で、敷地面積が限られていますので、高さの制限があったということでございます。

○二見委員 最大限使っているわけですね。

○鬼塚財産総合管理課長 はい、最大限使っております。

○福田副委員長 学生寮にあまり関係ないかもしれませんが、民間施設が入っている以上、駐車場は完備されているんですか。

○鬼塚財産総合管理課長 添付資料の2ページ一番下を御覧ください。地下1階に機械式の駐車場を28台整備することとしております。ただし、こちらは民間の駐車場となっております。県の施設分については、正面玄関の横に2台ほど置けるスペースがございまして、こちらを利用することになっております。

○川添委員 東京ビルの6階の職員宿舎なんですけれども、これは家族4人までとか、そういう人数の制限があるんでしょうか。

○鬼塚財産総合管理課長 家族何人という制限はございませんので、このスペースが入るほどになります。利用していただいて大丈夫ということになっております。

○川添委員 これは2DKですよ。

○鬼塚財産総合管理課長 2DKを10室、1DKを30室、用意することとしております。

○川添委員 計画が進んできているわけなんですけれども、参考のためにお伺いしたいのですが、県が建設してテナント料とか家賃を取る場合と、定期借地権方式で、民間の事業者から県が一部買って入居する場合とでは、どちらが高いとか安いとかいうシミュレーションは出してらっしゃるんですか。

○鬼塚財産総合管理課長 この事業のシミュレーションでございしますが、PFI方式と定期借地権方式と比較しております。その結果、県の持ち出しが少ないということ、手続が簡易になるということで、この定期借地権方式を選択したということとございます。

○川添委員 また、資料1の6ページ、「地震への対策」ということで、首都直下型地震とかは

想定されているわけですが、震度何度ぐらいとか、そういったところも出ているのでしょうか。

○鬼塚財産総合管理課長 この地震対策でございますが、極めてまれに発生する大地震というのが、阪神淡路大震災とか東日本大震災になりますが、震度6強から7程度の力の1.25倍の力でも崩壊しないような性能を確保することになっております。

○川添委員 最後に、定期借地権の期間はどれぐらいなのか。また、大地震等が起きて、ビルが損傷したときに、県は一部所有者になるわけなんですけれども、先の話にはなりますが、定期借地契約の取決めの中で、老朽化した部分、そういったところの最初の規約的なものがあれば教えていただきたいと思っております。

○鬼塚財産総合管理課長 まず、定期借地権の期間でございますが71年間で設定しております。

次に、大地震等でビルが被害を被った場合等ということでございますが、これは事業者グループと基本協定を定めておりまして、この中で大地震等の不可抗力事象が発生して計画どおりに事業の実施ができなくなった場合には、事業継続のために必要な費用の増加分の負担等について、まず協議を行うことになっております。

実際には、改修費用がどれだけかかるのかとか、事業期間がどれくらい残っているのか、そういった状況を踏まえて、事業を継続するのかなどを事業者と協議することになっております。

○福田副委員長 学生寮が52室とあるんですけれども、男女の区別があるんですか。

○鬼塚財産総合管理課長 その定数については、今後詳細に検討していきたいと思っておりますが、基本的には男女同じ定数、26対26で募集することになるのかなと考えているところでございます。

○福田副委員長 別に男子、女子とか分けるこ

とはされないんですね。

○鬼塚財産総合管理課長 設計上の問題になるんですけども、2階部の部屋数が23室、3階が29室となっております。ですから、定数を同数にした場合には、女性、男性と同じフロアになる可能性もありますので、例えば、男女が同じ動線にならないように仕切り戸を設けたり、その仕切り戸はカードキーで管理したり、加えてカメラを設置したり、その辺のセキュリティはしっかり確保していきたいと考えております。

○二見委員 内部統制制度の話ですけども、この数年間ずっと取り組んでこられて、それなりの取組評価はされてきているんだと思うんですが、我々も見ながら、分かったようで分からないような、非常にもどかしいというか。実際の現場での運用の仕方というか、こういうことに取り組みながら、いろんな不備だったり、リスクの発生を抑えられている効果もありながらも、まだ、起こったりしているという——アクションを起こしてチェックする、その繰り返しなんだと思うんですけども、いかにそれをみんなに意思疎通というか、浸透させていくかが大事なんだろうなと思うんです。そこへのアプローチの仕方というか。問題が起こったところだけで終わらせるのではないというか。皆さんもいろんな部署に異動される中で、同じような問題が起きないようにしていく必要があると思うんですけども、そういったことについての内部での検討結果というか、取組状況というか、何かあれば教えていただきたいです。

○徳松行政改革推進室長 今、委員がおっしゃった、職員への意識づけは、非常に大事なところなんですけれども、年間のスケジュールで言いますと、年度始めの4月、5月に各所属で、その年度の起こり得るリスクをまず洗い出す。去

年と同じであったり、新しいものを加えたりというのは、各所属で判断して決めるんですが、それを年度始めに決めて、6月末の時点で中間点検、2月の時点で年間点検ということで、2回のチェックを行います。これで、職員がこの制度に触れる機会は少なくとも3回ありますし、各所属で管理職あたりからの指導とかチェックというのは行っているところです。

また、自治学院で行う職位ごとの研修があるんですけども、その中でも内部統制に関する研修ということで、全ての階層で行っているところです。

○二見委員 財務に関するものとか、文書管理とか、それぞれリスクの項目数が上がっていますが、想定し切れていればいいんでしょうけれども、不測の事態というか、新たな視点とか、いろんなことを常に意識を持ってバージョンアップさせていく必要がある取組なのかなと思っています。そういったことに対して、一般的に民間で言ったら「ヒヤリハット」がありますよね。ヒヤッとする、ハットすることが重大なことに繋がってしまうから、そういうものをとにかくみんなで意識共有しながら、小さなことだけでも、小さな兆しを最初に抑えることによって重大な事故につながらないようにする取組の一つだと思うので、そこ辺の風通しのよさというか、問題が起こったことをすぐに共有できるような環境整備が大事なんだろうなと思います。そこについても、また、しっかりやってほしいなと思います。やっているんでしょうけれども、どうしても、いい話はしやすいですが、悪い話は出づらい。人のうわさはどんどんするけれども、自分のことについては言いづらいというところを、いかに前向きに検討していくかが求められていると思うので、そこ

もしっかりやってほしいなと思います。

○徳松行政改革推進室長 先ほど御説明しました年2回のチェックのタイミングなんですけれども、そのタイミング以外にも、当然ミスが発覚することはあります。それについては、その都度、所属なり部局から報告はもらうようにしておきまして、それを追加して、起こってしまったミスに計上していております。

また、2回の点検の結果、全庁的にこういうミスがどれぐらい起こりましたというのは、その都度フィードバックして、自分の所属でも起こり得る危険性があるのではないかどうか、そのフィードバックを見て確認をしてもらう、注意をしてもらうようにしております。

○坂本委員 一点だけ確認させていただきます。

霧島演習場における日米共同訓練。これは一部米軍関係者がホテル宿泊予定となっておりますが、霧島演習場の近くは、あまり宿泊場があるイメージないんですが、分かる範囲で結構ですので、ホテルの宿泊について教えてください。

○渡邊危機管理局長 5の「米軍の宿泊場所」で一部軍属がホテル宿泊予定となっておりますが、今のところ、県内に宿泊するということでは情報が入っておりません。

○坂本委員 分かりました。

○岩切委員 税務課に確認させていただきます。

串間、西都、高千穂でのおおむねの申請件数を教えてください。

○蛭原税務課長 令和4年の納税証明書の申請件数は、串間が13件、西都が1件、高千穂が68件となっております。

○岩切委員 証紙をお持ちの方は証紙を貼って来る。これ逆に便利だった3か所だと思うんです。特に串間は庁舎と金融機関が離れていますが、一旦、納税証明書の申請に来て、納めて、

また受け取りに来るのか。それとも納税証明書を先にもらって、納税通知書を持って帰って、納めてもらえればいいのか。いわゆる納め忘れがあれば滞納ということになるんですけれども、そんなところはどうなのでしょう。

○蛭原税務課長 窓口に来られた方は、申請はするけれども、その場では納税証明書が出ない形になります。

後日、申請者の方に納入通知書が送られてきますので、その納入通知書をもって手数料をまず納めていただく。それはコンビニとか金融機関で納めることができますので、納めていただいて、そして再度、領収書を持って県税窓口に行って、出来上がっている納税証明書を受領するというような流れになっております。

○岩切委員 確認なんですけど、納税証明書がその日には出ないというのは、この3つの窓口の問題なんでしょうか、それとも他の県税事務所でも同じ条件なんでしょうか。

○蛭原税務課長 この3つの窓口に限ったことではございます。県税・総務事務所の窓口では、その場で発行する形にはなっております。

○岩切委員 この県税窓口は、税の納付を受け付ける場所ではないという理解でよろしいですか。

○蛭原税務課長 現金の取扱いをしておりますので、受領はしてございません。

○岩切委員 大体事情がのみ込めました。

納入通知書は今ではコンビニでも利用できるようになっていますが、時代の変化ということでよろしいでしょうか。

○蛭原税務課長 納入通知書は会計課が所管で、様式を定めているところなんですけど、金融機関、コンビニエンスストア、それからスマートフォンアプリのペイペイやペイジー、こういったも

ので納入ができるような形になっております。

○山下委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 それでは、その他で何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 それでは、以上をもって、総務部を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後1時54分休憩

午後2時0分再開

○山下委員長 委員会を再開いたします。

まず、採決についてですが、委員会日程の最終日に行くことになっておりますので、25日に行いたいと思います。開会時刻は午後1時といたしたいのですが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 それでは、そのように決定いたします。

その他で何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 それでは、以上で本日の委員会を終了いたします。

午後2時0分散会

令和5年9月25日(月曜日)

午後0時57分再開

出席委員(8人)

委員	長	山下	寿
副委員	長	福田	新一
委員		濱	砂守
委員		二見	康之
委員		川添	博
委員		坂本	康郎
委員		岩切	達哉
委員		脇谷	のりこ

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

事務局職員出席者

議事課主任主事	木村	結
政策調査課主任主事	高山	紘行

○山下委員長 委員会を再開いたします。

まず、議案の採決を行います。採決の前に、賛否も含め、御意見をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午後0時57分休憩

午後0時57分再開

○山下委員長 委員会を再開いたします。

それでは採決を行います。採決につきましては、議案ごとがよろしいでしょうか。一括がよろしいでしょうか。

〔「一括」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 それでは一括して採決をいたします。議案第1号、議案第3号、議案第4号、

議案第9号及び議案第11号につきましては、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号、議案第3号、議案第4号、議案第9号及び議案第11号につきましては、原案のとおり可決することと決定しました。

次に、請願第2号についてであります。この請願の取扱いも含め御意見をお願いいたします。

〔「採決」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 それでは、請願第2号につきましては、採決との意見がございまして、お諮りいたします。

この際、請願を採決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 それでは、請願第2号の賛否をお諮りいたします。請願第2号について、採択すべきものとするに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○山下委員長 挙手全員。よって、請願第2号は採択することに決定しました。

ただいま、請願第2号が全会一致で採択となりましたが、この請願は意見書の提出を求める請願であります。

意見書案を書記に配付させます。

お手元に配付の私学助成の拡充・強化を求める意見書案について、何か御意見はありませんか。

暫時休憩いたします。

午後0時58分休憩

午後1時1分再開

○山下委員長 委員会を再開いたします。

お諮りいたします。意見書の内容につきましては、意見書案のとおり当委員会発議とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 御異議ございませんので、そのように決定いたします。

次に、委員長報告骨子案についてであります。委員長報告の項目及び内容について御要望等はありませんか。

暫時休憩いたします。

午後1時3分休憩

午後1時4分再開

○山下委員長 委員会を再開いたします。

それでは、委員長報告につきましては、ただいまの御意見等を参考にしながら、正副委員長に御一任いただくことで、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 それでは、そのようにいたします。

次に、閉会中の継続審査についてお諮りします。

総合政策及び行財政対策に関する調査については継続審査としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 御異議ありませんので、この旨議長に申し出ることといたします。

次に、11月2日木曜日に予定されております閉会中の委員会につきまして、御意見を伺いたいと思います。

暫時休憩いたします。

午後1時4分休憩

午後1時8分再開

○山下委員長 委員会を再開いたします。

それでは、11月2日の閉会中の委員会については、ただいまの内容で御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 それでは、そのようにいたします。

次に、11月8日から10日に予定されております県外調査につきまして、御意見を伺いたいと思います。

暫時休憩いたします。

午後1時8分休憩

午後1時15分再開

○山下委員長 委員会を再開いたします。

県外調査の実施につきましては、日程表のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 それでは、そのようにいたします。

その他で、何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 それでは、以上で委員会を閉会いたします。

午後1時16分閉会

署 名

総務政策常任委員会委員長 山 下 寿

